

また、船主たちも大坂相撲の巡業を迎えて興行を行なった。こうした中で、力の強い力士や、有名力士が出る  
と、船主が化粧回しを贈ったり、有志が世話をして、記念の碑を建立した。ときおり、あちこちの路傍にこう  
した碑をみることが出来る。出石藩主召し抱えの力士で、大坂相撲下り松莊兵衛（因幡の人）は、その人柄と  
将来を期待され、竹野浜でも人気があったが、惜しくも早世した。縁者の小林太左衛門は、追悼のため文久三  
年（一八六三）八月十三日建碑している（写123）。

また、浜に姻戚のあった賀嶋崙勘三郎は、勧進相撲で毎年巡業にきて人気があり、勧進元の山本茂左衛門が  
明治十五年（一八八二）四月に龍海寺に建碑している（『竹野郷、外史』（一）、写124）。なお、この時大坂相撲の甚句が歌い  
踊られたが、北前船の船員たちが習い持ち帰った秋田の相撲甚句と合わさったものとして、独特の郷土色豊か  
な「竹野相撲甚句」も今日に伝えられている（『竹野相撲甚句』）。

甚句保存会、「但馬における民俗芸能行事」兵庫県但馬県民局。

いっぽう、竹野の興長寺に、江戸相撲の横綱・大関であつた雲龍久吉・平石七太夫・階ヶ嶽・響灘立吉の勇壮な姿を描いた「綿絵」を張り付けた絵馬が奉納されてある。これには、「金毘羅大権現、心願成就、当村重左衛門内、午年女拜、安政六己未八月下院」と記されている。この女性の心願がどのようなものであつたか知るよしもないが、海の守護である金毘羅大権現への奉納であるか



写124 賀嶋崙勘三郎碑  
(竹野・龍海寺境内)

ら、船乗りである主人の重左衛門が、相撲好きで、このような強い力士になってくれることを妻が祈念しているか、航海安全を力士の力強い「力」に託して祈願しているのであろうか。ちなみに、類似例として同寺にはまた、土俵上で取り組みをしている力士を描いた絵馬がある。これには、「奉納、海上安全、越前屋莊治郎、安政四年八月下旬」とある。

その他、後述の旅をしたり、村を訪れる人々との接触なども、庶民にとっては平生の苦しい生活を忘れさせてくれる数すくない楽しみの一つであつたらう。

## 第七節 庶民の旅

庶民の旅  
第一節の「厳しい身分制度と制限」、「宗門改と種々の証明書」の項でもふれたように、農民に

はできるだけ農耕に専念させ、その収穫をより多く上げさせるため、その土地に定着させ、移動を厳しく制限した。つまり、旅に出ることも、他国からの旅人も制限を受けたのである（第七章第二節「村を訪れた勧進者・宗教者」参照）。

そこで、こうした旅行をすることになれば、庄屋が帳面に記載し、藩に届けるといふことになる。椒の富森一雄氏の研究史料の提供（『御法度五人組帳』  
（他）椒村庄屋文書）に、二、三の「覚」が記されているので紹介しよう。

### 覚

当村五郎助儀、本寺参りに十五日の逗留にて京都へ遣し申候、則無二相違一罷帰り候、尤五郎助方より証文取置候也。

右之通相違無<sup>二</sup>御座<sup>一</sup>候、以上。

椒中村庄屋 谷右衛門

正徳五年未<sup>二七五</sup>ノ四月二日

永井忠兵衛様

中西作右衛門様

覚

当村太右衛門娘、豊岡より罷越、廿九日の逗留より相違なく豊岡へ罷帰候、尤太右衛門方より証文取置候。

右之通相違無<sup>二</sup>御座<sup>一</sup>候、以上。

正徳五年未<sup>二</sup>ノ四月廿一日

谷右衛門

右多口代右衛門様

覚

右書上の外当月、他領より当村へ罷越一宿仕候もの、他領へ罷出一宿仕候もの、無ク申候也。

右之通相違無<sup>二</sup>御座<sup>一</sup>候、以上。

未四月卅一日

谷右衛門

右多口代右衛門様

表42 往来手形からみた旅の内容

年 月 日	手 形 (名)	発行寺院	旅行者名(村名)	旅行目的	旅行場所	所 蔵 者
享保十七年 (一七三三)	寺請一札之事	満願寺	九右衛門(銅山村)		四国遍礼	満願寺
享保十九年 (一七三四)	寺請往来手形之事	満願寺	茂左衛門(坊岡村)	願いにつき	四国遍礼	満願寺
延享四年 (一七四七)	宗門寺請状	蓮華寺	細田清助・小右衛門 (轟村)		四国霊場	細田昌(轟)
文政十二年 (一八二九)	往来之事	金亀院	惣大夫(宇日村)	心願	四国拝礼	金亀院
天保七年 (一八三六)	宗旨往来手形	金亀院	治郎左衛門(宇日村)	心願	神社仏閣拝礼	金亀院
弘化四年 (一八四七)	往来一札之事	長養寺	善五郎夫婦、男子一人	志願につき	諸国神社仏閣 順拝	長養寺
嘉永四年 (一八五二)	往来手形之事	蓮華寺	小右衛門(金原村)	誓願	四国遍路・霊 場拝礼	蓮華寺
嘉永七年 (一八五四)	往来一札之事	随音寺	随音寺弟子宗進		諸国遍歴	随音寺
安政三年 (一八五六)	往来一札之事	長養寺	権三郎(浜須井村)	志願につき	四国順拝	長養寺
元治二年 (一八六五)	往来一札之事	両界院	与左衛門(阿金谷村)	心願	金毘羅並諸国 霊場拝礼	長坂護城
慶応四年 (一八六八)	宗旨往来手形之事	興長寺	彦作	心願	伊勢大神宮参 詣、能登へ	興長寺



写125 四国八十八ヶ所納経牒  
(轟・辻亀治蔵)

轟村知教尼、下塚村知文尼、林村惠雲尼、次左衛門、善六、苗原村弥平の八人であった。

これには、<sup>はなむけ</sup> 贖之覚、小遣之覚にはじまり、遍路で身につけるもの(荷俵・木杖・メンツ・キャハン・袋)や、各遍路寺院の説明、道中の様子などを記している。また、あとからきた時の参考にするためとして、一つの宿泊所(接待・木賃)名と氏名を書き、親切であったかそうでもないかも記入している。

そしてこれも、栄枯盛衰、現在富家<sup>ふか</sup>で接待宿を施<sup>せ</sup>しているも、今度来村する時は苔<sup>ひんか</sup>のむした貧家<sup>ひんか</sup>となつて、宿もできない場合もあるかもしれない。また、苔むした貧家が富家となつていても、宿を施してくれるかどうかかわからない。つまり、時代の移り変わりとともに、人の心も不確かになるのであり、こうしたことを記すこと自体無駄なことで、一笑に付すことかもしれないといっている。誠に、味わい深い言葉を残している。いわ

こうして、旅行許可と身分証明を兼ねた『往来手形』(関所手形)を受けて出かけるのである。そこで、この手形からみた旅の内容を、表42にしたのでみてみよう。この中でみるかぎり、四国遍路がぬきんでているが(写125)、竹野の永田忠也家に、享保八年(一七二三)五月二十一日の『四国遍路道中記』が存する。五月二十一日より七月十七日までの五七日間(阿波九日間・土佐一四日間・伊予一六日間・讃岐六日間)をかけて、四国遍路をした道中記である。同行は、恵日村三良左衛門夫婦、

ゆる、可愛い子には旅をさせよと昔からいわれるように、旅というものは、いろいろ未知のものを見聞し、善しきにつけ悪しきにつけ、人の人情にふれ、社会的・人間的経験を積んでいくのである。

なお、帰村して四日目の二十一日、蓮華寺で同行たちが精進潔斎し、読経をし、供養のために率都婆を書き、遍路の状況を記した札板（時・所要日・巡拝日数・人数・構成・目的）を奉納している。この蓮華寺の供養木札については、日野西眞定氏が「近世における但馬農民の霊場順拝」（『沢田四郎作博士記念民俗学論叢』）で、四六例もみられることを紹介し分析している。また、多くの廻国巡礼供養塔からも、その盛況ぶりが判明する（民俗編参照）。

こうして農民も、苦しいながらも、江戸中・後期になると、生産力の向上、貨幣経済の流入などで、すこし余裕もでてきた。そこで、寺社参詣とともに、各地の名所見物・湯治などを目的とした旅行をする者も増えている。毎日の厳しい抑圧から脱出・解放されてのレクリエーションともいうことができよう（写126・127）。

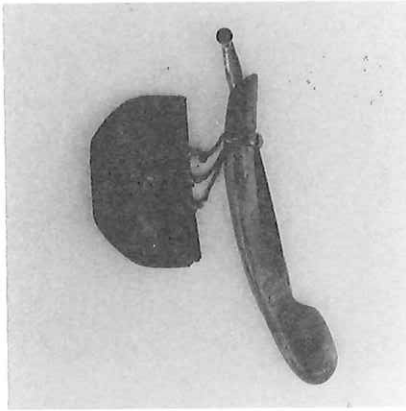
他のものとして、元文二

年（一七三七）十二月十三

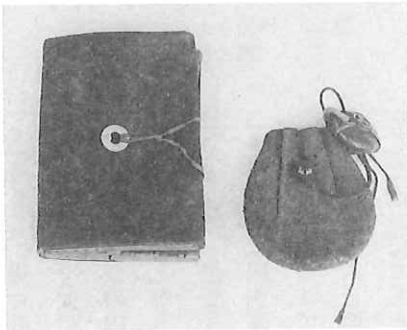
日には、林村の代参として

次郎兵衛等二人が、京都の

祇園社であろうか行つてい



写126 煙管と煙草入れ（松本・吉岡孝蔵）



写127 財布と巾着（松本・吉岡孝蔵）

る（『日記年代記』元禄年中より以來、林村・  
（有末兵助旧藏 京都市西京区・壬生孝亮藏）

天保元年（一八三〇）、「伊勢御影参り流行、国々横行おただ夥し」（『難処之道記』大浜貞）、（教、竹野・鷹野神社藏）、当年より御蔭参りとして

諸国より参詣群集して伊勢参宮いたし候」（三年、（御公用日記 文政十三年、轟・細田・昌藏））と、爆発的な流行をみせた伊勢参宮の集団参詣で

ある御蔭参り（主人や縁者に許可なく抜け出し、道中歌い踊り参詣すること）の様子を伝えている。出石藩も

同じ年の四月十一日、「伊勢参り多く耕作手遅れに付き、根付け後に致す様達し」（（分類出石藩御用部屋日記 出石町））と、もはや

黙認をせざるをえなくなるが、せめて農作業が一段落したあとに参詣するよう命令している。

これは、単に庶民の群集心理としては片付けられない、庶民の自立への道であり、慶応三年（一八六七）末から流行した「ええじゃないか」に大きな影響を与えたとされる。

#### 細田敬豊

#### 豪農の旅

轟村の大庄屋細田敬豊（周英）については、第六章第三節「竹野谷の文化人と豪農の学問」で紹介しているように、多才な文人であったが、また旅をこよなく好んだ人でもあった。毎年春になると、必ずどこかに歴遊し、日本国中歩かぬ所はないほどであったという。そして、富士山にも二度も登山している。恐らく、同家（轟・細田）に蔵されている、「金毘羅并七所霊場名勝旧跡細見図」、「高野山絵図」、「四国遍路図」

（但州轟邑細田周英）、「芸藩伊都岐島神社」、「出雲大社絵図」、「出羽三山絵図」、「西国三十三所絵図」などは、おもに彼によってもたらされたものであろう。

彼の旅記録として現存するものは、宝暦九年（一七五九）九月八日の『伊勢参宮道中記』、同十二年（一七六二）十一月八日の『湯嶋入湯日記』、『出羽三山道中記』（仮題、表紙欠、年代不詳）（（いづれも、轟・細田昌藏））がある。紙



写128 安谷要七が六十六部廻国で使用した鉦鼓と鈴（芦谷・安谷清蔵）

面の都合で、詳細な内容を紹介できないが、簡単に述べてみよう。

この伊勢参宮は、宝暦九年九月八日朝、氏神に参拝して、人々に見送られ三人で出発している。ここには、宿代や道中の買い物などが細かく記入してある。十一日に、京都四条の但馬屋に到着している。そして、すこし滞在して、十三日朝二人となって出発して、十六日に伊勢に着いた。伊勢では、外宮・内宮の参拝や初穂料、買い物のことを記している。二十日に再び京都に戻り、いろいろ多くの買い物をしている。

いっぽう、湯嶋入湯は、周知のごとく城崎温泉入湯のことである。昔は、それほど医療が発達していなかったため、人々はよく温泉に長逗留して治療をした。これを湯治と称し、旅行をかねよく行なわれたものである。

現在でも、よく自炊をしながら長期間逗留している老人がみられよう。この例も、十一月八日から年末くらいまで逗留しており、各村の人々から自炊用燃料の薪や、材料の醤油・大根・豆腐など、いろいろなものが差し入れられているのが記されている。また、調物として、調理の材料の購入品名と代金もしたためている。

#### 安谷要七

芦谷村の庄屋安谷要七（政徳）は、寛政四年（一七九二）十七歳の時に、発心して六十六部となり、日本廻国の旅に出た（写128）。文化二年（一八〇五）三十歳の時に芦谷に帰るのであるが、この一三年の間に、出家をし苦労して寺を建立するなど、いろいろ体験しているよ



うである（『安谷家伝記』（累代篇）第三、芦谷・安谷清蔵）。

最近、小丸地区の木瀬質家から安谷家関係史料（襖の下張り）が数多く発見された。その中に、要七が父清七にあてた手紙とおぼしき断片がある。その一片に、「子六月廿六日、筑前粕屋郡上須恵村、仏照山道光庵、回国要七、安谷清七様」とあり、要七の近況報告と、父への見舞いがしたためである。そして、この庵建立に關わる諸問題が解決したら帰郷するとある。この上須恵村（現・福岡県粕屋郡須恵町大字須恵）には、隣りの須恵村と同様、有名な福岡藩御典医の眼科医が住んでいた。そのため、全国から眼病患者が治療を求めて集まり、宿屋ができるほどであり、「須恵目薬」と称せられる目薬も製造・販売されていた（『須恵町誌』）。要七も廻国に出た大きな原因に目を痛んでいたことがあったというから、最終的にここに落ち着き、目の養生をしながら信仰の道を深めたのであろう。現地調査では、「仏照山道光庵」の面影はつかめなかったが、須恵町立歴史民俗資料館の高山慶太郎氏によると、大字上須恵に「仏生」という小字名が残っているので、仏照山の「仏照」は、ここからとったのではないかと話され、傾聴すべき意見であらう。

文化五年、帰郷して還俗した。この年の六月の『湯嶋越芦谷峠道造万人講、美含郡芦谷村、願主要七』、『口演』（断片、小丸・木瀬質蔵）によれば、城崎・美含の郡境にある芦谷村奥の峠は、大変不便な所であった。このため、久美浜代官や役人が二方郡の支配地を通行する時や、湯嶋へ入湯する当国や因州の人々の往来にはなほだ支障がでていた。そこで、要七が道造りの計画に同調する者を多く集め、お互いに資金を出し合う「万人講」を結束しその願主となった。木瀬質採集史料に、

此人当村出生ニテ、遠国よへ罷歸り候ニ付、此度相頼取か、り罷在候得共、難レ及ニ自力ニ別テ困窮村之儀存

出来兼申候ニ付、諸万人様御助力を以出来仕度、何卒不<sub>レ</sub>寄<sub>ニ</sub>太<sub>多</sub>少<sub>ニ</sub>万人講御志被<sub>ニ</sub>成<sub>一</sub>下<sub>一</sub>候ハハ、成就仕度奉<sub>ニ</sub>願<sub>上</sub>候、以上。

文化四年

卯十一月

所々村々

御役人中様

細田豊昌

と依頼している。こうして大改修ののち、翌六年に完成している。現在、その記念の供養塔が存する（写129）。

さて、前述の大庄屋細田家の豊昌（方斎）は、文

政三年（一八二〇）九月十四日から十一月三日にか

けて、出石藩役所の使者として、家老・郡奉行の「御

状」や「口上書」を、高野山の役僧へ持参している。

その理由は、気多郡八代郷大岡寺村の大岡寺（現・

日高町山宮）境内となっている山を、村人たちが使

用することについて、いろいろ山論が起こった。そ

こで、藩から村人の取り締まりと使用にあたっての

条件を出し、承諾を求めるものであった。当時豊昌

但馬美含郡芦谷村

庄屋 清 七<sup>〇</sup>

組頭 小右衛門<sup>〇</sup>

村惣代 与左衛門<sup>〇</sup>



写129 坂道造供養塔（芦谷）



写130 矢立てと印籠 (小城・藤原俊雄蔵)

は、出石藩の重臣との交流があり、人望も厚かったので、大庄屋という役職上のこともあったであろうが、信任をえて交渉をまかされたのであろう(第六章第三節参照)。

この使者の道中記を、『御用二付高野登山日記』(藤・細)として残している。轟村―出石藩役所―高野山―京都出石屋敷―高野山―出石藩役所―轟村の行程を、約二カ月かけての御用日記である。道中の草鞋代・茶代・昼弁代・宿代など、金銭出納を毎日こまめにつけている。

お供を連れての二人づれの旅であるが、京都・高野山では、神社・仏閣にも参詣したり、買い物もしている。

ここで注目されるのは、京都山科の高野山真言安祥寺(高野堂)に、密乗龍海大和上墓所に拝礼に行っていることである。この安祥寺は、文徳天皇の母である藤原順子の建立で、恵雲を開基とする門跡寺院である。もと独立していたが、応永のころ(一三九四―一四二七)高野山の管轄に入った(春秋)。密乗龍海は、竹野村の医者の子として生まれたが(姓、古川)、蓮華寺に入るため、細田家の養子の形式をとり、のち、高野山へ入山した僧である。高野山では、新別所の執事などを勤めた。細田家にも、彼の筆になる『長崎帰行記』(沙弥密乗)が蔵されている。船を多く利用した旅で、興味ある内容である。

また豊昌は、天保二年(一八三一)『因幡行日記』を書いた。これは、

天保二年十月二十四日から十一月十三日にかけて、因幡国鳥取の石井氏へ養子に行つた次男昌平の婚礼に参列するための往復の道中記である（写130）。

往路は、大島伯益と一緒であったが、復路は一人で、道中詠つた歌を折り込みながら、通りすがりの景観と人々とのふれ合いを記している。なお、原本は流出していたが、香住町の田淵義直氏が偶然見付け出され、

『鳥取県史』

（八・近世資料）

に掲載している。今は、これに依つた。

以上、こうした大庄屋や庄屋という当時の有力者の旅には、多くの人々から餞別や見舞いが寄せられている。細田敬篤（重次郎）の『西国餞別覚帳』（安永二年三月三日、田昌蔵）には、七〇名が記され、その上「留主見舞覚」として五〇名が名を連らねている。また、年月不詳であるが、金毘羅参りの餞別にも、多数の名が載せられている（森・細田昌蔵）。

## 第六章 教育・文化

### 第一節 私塾・寺子屋

池田草庵と  
竹野合の門人

江戸時代の教育機関としては、藩校（藩学）・郷学・私塾・寺子屋などがあった。私塾は、民間の学者が自宅で子弟と寝食をともにし、寺子屋より一段高い教育をしていた。

それゆえ、教師の人格教育が強く、「但馬聖人」といわれた但馬養父郡宿南村（現・八鹿町）に設けられた池

田草庵の青谿書院せいけいもその代表的なものである（写131）。

草庵は、京都での修業のあと、弘化四年（一八四七）から明治十一年（一八七八）に六十六歳で没するまでの三一年間、子弟の教育に没頭した。入門した者は、遠くは関東から四国・九州に及び、武士から農民に至る各階層にわたり、正式に名前が判明しているだけで、六七三人の多きに達している。そのうち、ここから諸方面に活躍した多くの人材が輩出している。



写131 青谿書院  
（県指定文化財、養父郡八鹿町）

草庵の晩年の所感に、「学者は造詣を論ぜず、品格を定むるを先とす」(池田紫星「池田草庵」)とあるように、身をもつて範を示し、経書・史書などを中心に講義をした。また、その合間には門人を連れて付近を散策し、読書静座は毎日欠かさず、講義は極めて厳しかった。そして、寄宿生は彼とともに起臥し、畑を耕し、炊事・会計に至るまでその自活にゆだねられていた。

ちなみに、天保十四年(一八四三)～明治十一年(一八七八)の間に、竹野谷関係で入門した人は次の十名である。『池田草庵門人録』(『池田草庵全集』第一編写132)によると、

「立誠舎名籍」天保癸卯六月

天保十四年癸卯八月

本州三含郡段村人

森田三治

「青谿社名籍」弘化丁未六月初

弘化四年丁未六月

但馬美含郡竹浜人

僧順性

本州美含郡竹浜人

宇屋慶造

嘉永七甲寅

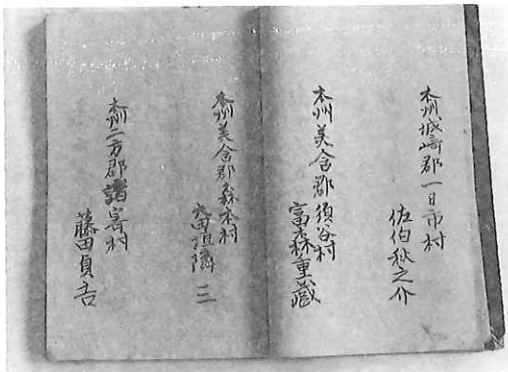
本州美含郡須谷村

山村定吉

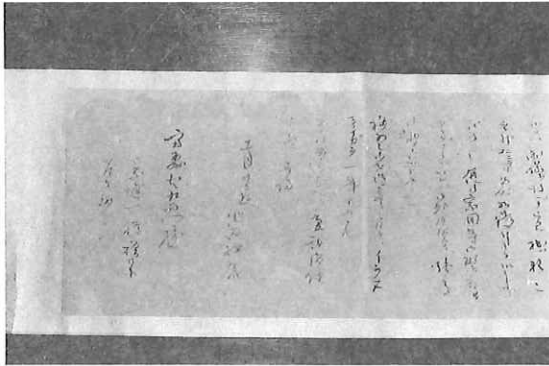
文久二壬戌年

本州美含郡竹浜

内山省吾



写132 『池田草庵門人録』  
(町指定文化財、養父郡八鹿町・池田糸雄蔵)



写133 池田草庵書簡（11月20日、富森五郎左衛門宛、須野谷・富森担二蔵、現住・豊岡市）

文久四申子歳

本州美含郡竹浜

慶応四戊辰年

本州美含郡須野谷村

本州美含郡森本村

莊新太郎

富森重蔵

大田垣隣三

明治十五丑歳

但馬美含郡竹野村

明治十一年寅年

本州美含郡須野谷村

とある。また、慶応元年（一八六五）七月の『池田先生門人姓名録』

（大阪市立大学附属図書館・森文庫蔵）にも、森田・順性・宇屋・山村・内山・莊の各氏が

のっている。

これらの弟子との交流を、彼は詳細に日記に記している。「池田草庵先生日記

山窓功課（中下巻・解説篇一・二）に、「又与莊生話ス」、「須谷富森五郎

右衛門（中略）入門話終日」、「富森五郎右衛門来ル話久」、「此日大田

垣生入門」、「須野谷富森氏之使到、短書報了」、「須谷某来過話少頃」、

「夜間大田垣隣三来ル話ス」、「晩間須ノ谷使来ル細書報答了」、「此日

晩間富森裕藏来ル話終夕<sup>(ママ)</sup>」、「須溪富森裕藏拉其弟入門」などとある(写133)。

竹野谷の寺

子屋・郷校

もういつぼうで、庶民教育の機関として、寺子屋があった。その多くは、師匠が自宅の一部を教場として開いた簡単で素朴な学校であった。江戸時代中期以降、経済の発展と庶民の自覚の高まりにより隆昌してきた。浪人・武士・神官・僧侶・医者など、篤学の人が師匠となり、自然発生的に開設され、読み・書き・算盤を主として、女子には裁縫なども教えていた。家庭的で、小人数の人間味あるきめ細かな手作り教育がなされ、庶民が支えてきたというべきであろう。竹野谷での寺子屋の詳細な内容は不明であるが、僧侶の場合が多いようである。

竹野谷の寺子屋としてよく知られているものに、坊岡の満願寺住職<sup>※</sup>楽々<sup>※</sup>北隠が安政年間(一八五四―五九)に創設し、明治六年(一八七三)廃止したものがあつた。寺子男子二〇名で、農家や商家の子弟に読み書き算盤を教え、この地域の文教の中心となつていたといふ。また、文久年間(一八六一―六三)、椒床瀬村の安田平右衛門が自宅で寺子屋を開いた(郷学・私塾・寺子屋編)。さらに、

竹野村の興長寺住職河野義海が、末寺の西光院で寺子屋を開いたのは(創立不明、明治五年廃止)、男子五〇名・

女子二〇名の寺子数であつた(竹野・興長寺住職落合良照提

供資料、兵庫県立豊岡中学校郷土研究会『但馬読本』)。この他、

竹野村鷹野神社の宮司、須谷村円通寺の僧山名温洲、轟



写134 『寺子教訓書』(轟・細田昌蔵)



村蓮華寺の僧峰山朝住も開いていたという（いずれも学制公布期の明治五年廃止、安田清「竹野谷小史と但馬とところどころ」写134）。

このように、江戸時代の私塾と寺子屋は、当時の人々に実際の生活能力と、人間としてのあるべき精神的生き方を探求させ、その実践に励ませた。このことは、為政者に対する批判を各地で生み出し、維新への新しい時代を迎える素地となったことはいなめない。

なお、こうした寺子屋とは異なり、明治三年（一八七〇）出石藩の干渉と保護をうけた直轄の郷校（郷学）が、同じ興長寺末西光院に設置された。しかし、その教科目は習字・読書であって、寺子屋とあまり変わらなかった（『興長寺文書』（旧西光院文書）、竹野・興長寺。『住職落合良照提供資料』、『竹野小学校沿革誌』）。

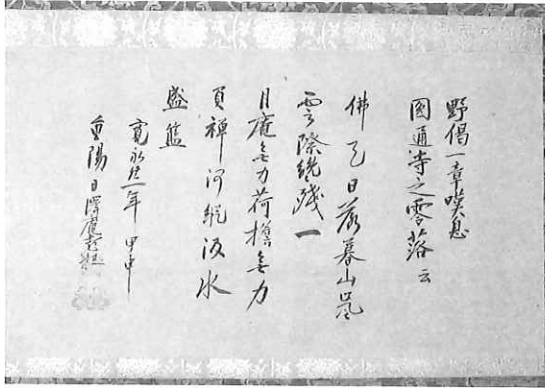
ともあれ、私塾・寺子屋・郷校の進展は、やがて近代の公立学校教育へとつながっていくのである。

## 第二節 村を訪れた文人・その他

竹野谷は、隣りに湯嶋（城崎温泉）を控え、往古から湯治に多くの人々が訪れた。その足で、天下の絶景として名高い竹野浜海岸にも立ち寄った。また、この景観にみせられ、文人墨客の訪村も跡を絶たなかった。なお、廻船業（北前船）の商港として但馬一を誇り賑わっていたことも、いろいろな人々が訪村した間接的要因ともなったであろう。そこで、竹野谷を訪れた主な人々を、年代順に表43に列記したので、それにしたがって内容に入っていく。

表43 竹野谷を訪れた文人・その他

年	号	事	項	出典
正保1年	(1644)	九月九日沢庵和尚、天祐和尚と共に円通寺を訪れ、零落の詩を賦す。		『円通寺文書』・『安谷清家文書』(芦谷)
元禄15年	(1702)	大石蔵之助夫人陸子は、次男吉千代を同じ実家である豊岡京極家老石東家出身の円通寺大休禅師に託し剃髪させた。そして、自らもしばらくここに逗留した。当寺に彼女の内掛などが保存されている。		『円通寺位牌裏』・『竹野郷外史』(二)
享保10年	(1725)	享保十年頃、高德の僧崑山和尚三原村に住む。享保二十年に当地にて没す。		『崑山和尚墓碑銘』・『五荘村史』
宝暦9年	(1759)	轟村の大庄屋細田平四郎宅に、趙陶斎が七月十五日から一カ月間逗留す。		『校補但馬考』・『細田家文書』(轟)
安永8年	(1779)	細田平四郎宅に、頼春水来遊す。		『校補但馬考』・『細田家文書』(轟)
文化3年	(1806)	伊能忠敬の一行十四人は、山陰海岸を測量、八月浜坂から城崎までを測量し宮津へ向う。		『城崎町史』・『浜坂町史』・『神美村誌』
文化4年	(1807)	柴野栗山、賀嶋山に来遊し詩を詠む。		『校補但馬考』・『栗山題名碑』・『細田平四郎忠平録』(轟・細田昌蔵)
天保10年	(1839)	三月二十三日、阿州侯、竹野浜見物、三月十七日殿様湯嶋に着く。御供七百余人と いう。 出石藩の土岐雄之丞(重臣)は、七月二十日より七十五日間夫婦で細田家に逗留し、十月五日帰城した。		『細田平四郎忠平録』(轟・細田昌蔵) 『同上』
天保11年	(1840)	三月二十九日、池田禎蔵(後の草庵)、湯嶋に来遊し、細田家に立ち寄り一宿す。		『同上』
嘉永1年	(1848)	美濃の漢学者村瀬藤城が来遊、栗山の詩を絶賛し、詩を賦す。		『藤城詩碑』・『校補但馬考』
文久3年	(1863)	出石藩士多田弥太郎は、五月竹野浜で人力両輪船の模型作りをする。		『出石町史』(第一巻)
元治1年	(1864)	池田草庵、四月十九日竹野浜内山宅にくる。		『池田草庵先生日記、山窓功課』(中巻・解説篇一)



写135 沢庵和尚円通寺零落嘆息の書（須谷・円通寺蔵）

沢庵宗彭

沢庵宗彭（天正元年（一五七三）～正保二年（一六四五）。臨濟宗の僧。但馬出石に生まれた。

十歳で浄土宗唱念寺に入り、十四歳の時勝福寺の希先和尚の元に移った。二十二歳、董甫宗仲に從つて大徳寺に入り、名を宗彭と改めた。慶長六年（一六〇一）、堺の大安寺に寓居していた相国寺派の学僧文西円仁について、儒典や詩文を学んだ。のち、慶長九年名僧一凍紹滴に参じ、印可を受け沢庵の法号を授けられた。そして、大徳寺の首座、堺の南宗寺の住持、次いで、慶長十四年（一六〇九）三月、三十七歳で大

徳寺第一五三世住持に任ぜられたが、三日でこれを辞し南宗寺に帰った。元和元年（一六一五）の大坂の役で焼失した南宗寺の再建後、四十八歳の時但馬宗鏡寺の後山に小庵を結んで閑居の生活に入った。しかし、寛永四年（一六二七）七月、紫衣勅許をめぐる朝幕の対立に幕府を批判して、出羽上山に流された。同九年七月許されたが、三代將軍家光の厚い帰依を受け、家光の創建した品川東海寺の開山に招聘された。正保元年（二六四四）三月、死期の近いことを知った沢庵は、京都・但馬に行き、十二月に東海寺に帰り、翌二年十二月同寺で寂した。

正保元年、円通寺に大徳寺一七〇世天祐（紹果）和尚を訪れたのは、丁度死去の一年前の最後の来但であったことは、誠に感慨深いものがある。円通寺零落の詩は、この時円通寺の凋落を嘆いて詠ん

だもので、「仏、天日落ッ暮山ノ嵐、雲際纒ニ残ル一月庵、無レ力ニ荷擔スルニ無レ力レ負ニ、禅河縦ニ汲トモ水盛レル籃ニ（須谷・円通寺蔵）」と賦している（写135）。なお、これと同様な零落の詩が、芦谷の安谷清家に什物として伝来している。沢庵が最初に書いたものを、古くから円通寺の有力檀那であった安谷家の当主に与えたものという。

### 崑山和尚

崑山和尚は、摂津国三田（現・兵庫県三田市）の生まれともいわれ、摂丹境（現・三田市永沢寺）の名刹永沢寺で修業し、相模国の総持寺で得度した。そののち、三田の心月院（現・三

田市西山町）の住持（八世）となったが、年月を経るとともに、後継者に跡を譲り、新たに神福寺を建立して開山となった。さらに、豊岡の蔵六庵に入ったが、それも後継者に譲り（「村史」）、享保十年（一七二五）ごろ当地三原村に移り、宝珠院（庵・寺ともいう、大円寺末庵）で入寂するまでの約十年間をすごした。崑山和尚は、慈悲深い高德の僧として慕われ、いろいろな伝説化した逸話も多く、現在も遠近の人々の参拝が絶えないという（「加悦恒矣」「崑山大和尚の略歴」、「万一年書」第四号、「五荘村史」参照）。墓碑銘には、「前総持心月八代旭崑山老和尚禪師、享保二十乙卯歲二月初七日」とある（写136）。

### 趙陶齋

趙陶齋（正徳三年（一七一三）〜天明六年（一七八六））。書家。名は養、字は

仲願、息心居士、息心斎、枸杞園、清暉閣と号する。長崎の人であるが、もと、清の趙氏。長崎にきて、笠禅碑



写136 崑山和尚墓碑（三原）



写137 趙陶斎書扁額（森・細田昌蔵）

師の弟子となり二十年を経る。深見玄岱の家（ぐ）に寓し、深見を氏ともした。書法をよくし、文武の典故に詳しく、篆刻もまた名手であった。旅歴が多く、ほとんど全国に及ぶ。江戸・大坂・堺と居を移すが、業を受けにくる者が多かった。

宝暦九年（一七五九）、細田邸で一カ月間逗留しているのも、彼の旅癖が出ていよう（写137）。

頼 春 水

頼春水（わいしゆんすい）（延享三年（一七四六））文化十三年（一八一六）。儒者。安芸竹原の豪商の子。名は惟完、字は

千秋、通称弥太郎。頼山陽の父で、漢詩もよくした。若くして、京都・大坂に遊学し、のち、大坂で学塾を開いた。天明元年（一七八二）広島藩儒員となり、士分に取り立てられた。また、藩の学問所の創立に当たり、晩年の享和三年（一八〇三）以降ここの講義に専念した。天明三年（一七八三）以降の江戸藩邸勤務中、尾藤二洲・古賀精里の推挙により、幕府の昌平黌で講義をしたこともある。また、藩に国史編修を請い従事する（のち、中止）。細田家に来遊した安永八年（一七七九）は、春水三十三歳で丁度儒医飯岡義斎の二女静子と結婚した年でもある。

柴野 栗山

柴（しば）（野の）栗山（りつざん）（元文元年（一七三六））文化四年（一八〇七）。儒者。名は邦彦、字は彦輔、栗山・古愚軒と号した。讃岐に生まれた。郷里で、後藤芝山につき、十八歳で江戸に出て昌平

覺に入った。三十歳の時、国学を京都の高橋宗直に学び、明和四年（一七六七）、阿波淡路徳島藩に仕官した。以後、江戸・京都などで塾を開き世子の教育や学者と交流をしていた。天明八年（一七八八）幕府の儒官となり、寛政二年（一七九〇）の「寛政異学の禁」は、栗山の建議によるものという。そして、彼とともに寛政の三博士と称された尾藤・二洲・古賀精里などと幕府の学政にあたった。彼は、博識で詩文筆札に通じ、特に文章をよくし、当時有数の名文家とされた。

文化四年（一八〇七）六月、栗山が城崎温泉・玄武洞（栗山が命名）に来遊した時、竹野浜にも寄り、詩を詠んだ。同十四年八月、出石藩の重臣土岐東市（久義）が、この不滅の詩がつくられた状況を石に刻んで建立したのが、賀嶋誕生に現存する「題名碑」である（『細田平四郎忠平録』 藤・細田昌蔵）。

これには、「文化四年六月十日、幕府の儒者である讃岐生まれの柴野栗山先生が、播磨の高見恭、但馬（湯嶋）の医師黒崎拵などと来遊なされ、近くは隠岐・佐渡・越前・越中・越後を眺め、はるかに満州を望んで、その雄大の景にいたく感動され、酒を汲んで広く豊かな心持を詩文に託された。従う者、門人の三上順憲及び養子の允升（碧海）であった」と書かれ、出石藩教授桜井東門（維温）が奥書きを記している。なお、竹野の永田忠也家には、彼の筆になる「睨満」の扁額が



写138 柴野栗山書扁額（竹野・永田忠也蔵）

残されている（写138）。

蜂須賀齊昌

蜂須賀齊昌（寛政七年（一七九五）～安政六年（一八五九））。阿波淡路徳島藩二五万石第十二代当主。『細田平四郎忠平録』（藤・細田昌藏）の天保十年（一八三九）三月十七日付に、「阿州殿様湯

嶋へ御着御供七百余人余といふ」としている。また、三月二十三日付には、「阿州候竹野浜御見物に御成」と記されている。

土岐雄之丞

土岐雄之丞は、文化十四年（一八一七）八月、竹野浜に柴野栗山の題名碑を建立した、東市（久老）の子である。出石藩の重臣・家老（執政陣）には、大老（大老席・大老上席）・年寄・中の内の中老の家筋である（『出石町史』（巻・通史編上））。また、雄之丞は、出石藩の藩校である弘道館御目付も勤めていた。前掲『忠平録』の天保十年（一八三九）十月五日付に、「土岐雄之丞様御夫婦連出石へ御帰也、七月二十日御入来今日迄七十五日御逗留なり」と、細田邸に長期滞在している。

池田草庵

池田草庵（文化十年（一八一三）～明治十一年（一八七八））。儒者。但馬養父郡宿南村の農家に生まれた。名は緝、字は子敬、通称禎蔵。幼いころ両親を亡くし、満福寺の不慮上人に預けられたが、京都の相馬九方の相馬塾で学んだ。天保六年（一八三五）洛西梅宮、翌七年松尾山に寓居して独学、春日潜庵・吉村秋陽・山田方谷などと交わった。前節私塾の所で述べたが、天保十四年（一八四三）郷里の人々の要請で帰郷して、八鹿村の立誠舎に私塾を開いた。そののち、弘化四年（一八四七）彼の生地宿南に書院を建て、青谿書院と名付け、広く近郷遠国の子弟を教授した。

同じ前掲『忠平録』の天保十一年（一八四〇）三月二十九日付に、「池田禎藏殿入来一宿宿南村庵」と記しているように、細田邸で一宿している。丁度この春、豊岡藩主からの要請で帰郷し、京極高行から政事せいじ（まつりごと）を諮問され、藩校稽古堂で講義をして、仕官を固辞して帰洛しているから、この前後であったろう。なお、この八月彼は、京都一条烏丸に家を借り塾を開いている（『池田草庵先生著作集』第一巻）。また、元治元年（一八六四）草庵五十二歳の時、香住・竹野浜・湯嶋を九日間遊歴し、四月二十九日竹野浜の内山宅に宿泊している（『池田草庵先生日記、山窓功課』中巻・解説篇一）。

#### 村瀬藤城

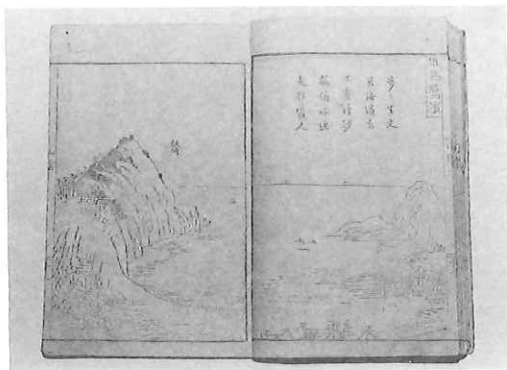
村瀬藤城むらせとうじょう（寛政二年（一七九〇）～嘉永六年（一八五三））。漢学者。美濃上有知の富家に生まれる。名は斐けい、字は士錦、通称は平次郎。幼少のころから、村の善応寺禅智について読書を学んでいたが、頼山陽の来遊により、師弟の関係を結び教えを受けた。文政元年（一八一八）『宋詩合璧』を著わし、同八年家塾を開き、その子弟は多数に上った。また、総庄屋の任にもつき、村政にも尽力した。

嘉永元年（一八四八）、竹野浜で柴野栗山がここで詠んだ詩に絶讃し、後世まで保存されることを詠んだ詩を、轟村の大庄屋細田平四郎が、この栗山の題名碑に並べて建立した。これには、「この貴重な詩文は、たとえ山火事や野火などの災害をまぬがれても、風や霜や氷や雪の難を逃れがたい。それで、石に刻んで永久無事に保存するのである。さらには、特志の人が茅屋を建て、この碑の破損を守ってほしいものだ」と書かれている。

多田弥太郎ただやたろう（文政九年（一八二六）～元治元年（一八六四））。勤王家。出石藩士。名は立徳、号は海庵。最初、藩校に入り桜井石門の弟子となり、のち、大坂に出て藤沢東暎の門に入る。

さらに、江戸に出て昌平黌で学んで帰藩し、藩校弘道館の寮長に任ぜられた。嘉永元年（一八四八）、長崎に





写139 『山水奇観』(但馬鷹浜、淵上旭江、竹野・花房喜代次蔵)

出て西洋流砲術を学んで帰藩して、木砲の試射を行なったり、諸藩への指導や著書も多く、名声が高かった。また、筆頭家老堀笑山の専横せんかうを論じ入牢する。しかし、執政陣権力が後退し、藩主直裁の道が開かれるが、藩内では孤立し勤王運動に入り、京都との往来も頻繁になり、生野の変に参加した。これが敗北に終わり、逃走中出石藩士により暗殺された。

竹野浜で、人力両輪船の模型作りをするのは、文久二年(一八六二)十一月、執政陣が処分をされ、赦免された翌年五月のことで、のち、十月には生野の変の一員となっている(『出石町史』第一卷)。なお、彼が幽閉された時、轟村の細田圭がひそかに救ったという。

#### 仁科白谷

仁科白谷になはく(寛政三年(一七九二)〜弘化二年(一八四五))。儒者。名は幹、字は礼宗、通称は源蔵、白谷と

号す。はじめ江戸で亀田鵬斎に従い、のち、京都で交友し、詩・書にも巧みであった。また、遊歴を楽しみ、全国各地を遊した。なお、天保九年(一八三八)水野忠邦の招聘を固辞した。

嘉永元年(一八四八)以前に、白谷が北但に来遊し、「竹浜の勝」などの紀行詩を賦した。『校補但馬考』(地理第六・美含郡)に、この詩を抄録している。

## その他

○徳川中期の備前の書家淵上旭江の『山水奇観』（前編・山陰・寛政十一年（二七九九）三月）に、「但馬

鼓崎」・「但馬湯嶺」・「但馬鷹浜」と題して、竹野浜などを描いている

（『校補但馬考』写139）。

○徳川中期享保ごろ（二七一六〜三五）の大坂の香道家大枝流芳の『貝

尽浦の錦』（寛延二年（一七四九）三月）に、「但馬竹野浦真図」と題

して、竹野浜が描かれてある（第三章第二節、写80参照、『校補但馬考』）。

○寛政九年（一七九七）〜安政五年（一八五八）の江戸の浮世絵師安

藤広重の『諸国名所百景』に、「但馬鷹のはま」と題し、竹野浜が描

き出されている（口絵写真参照）。

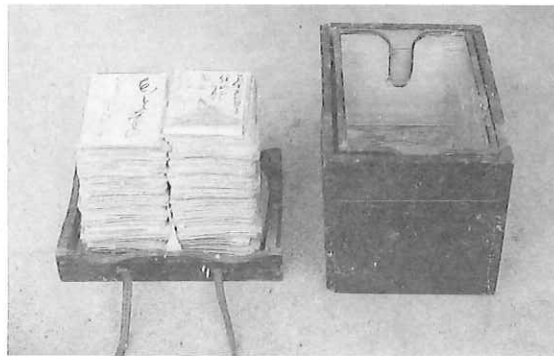
以上、僧侶・学者・詩人・画家・武士など、バラエティーにとんだ

人々が竹野谷を訪れた（写140）。また、後述するように（第七章第二節）、

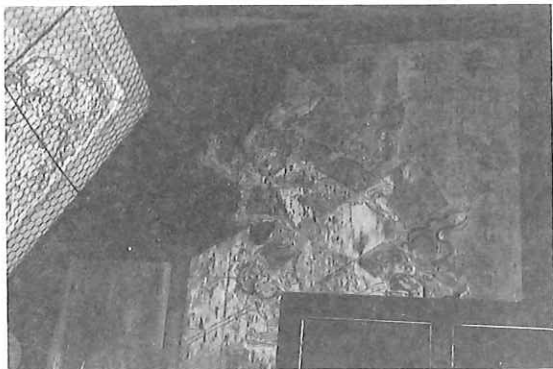
毎日のように遊行勧進者・宗教者たちも入村している。これら、宗教家・文化人または行商人たちも、単に通

りすがりの人々に終わっただけではなく、竹野谷の村民にいくばくかの影響を与え、一つの刺激となったであ

ろう。特に、崑山和尚・趙陶齋・柴野栗山・池田草庵などの遺風は強いものがあつた。



写140 『手作り百人一首』（富森家に逗留した絵師が描いていったものという、椒・富森一雄蔵）



写141 細田敬豊奉納「武者大絵馬」  
(宝暦2年2月吉日、190×163センチメートル、京都市・北野天満宮絵馬舎)

### 第三節 竹野谷の文化人と豪農の学問

竹野谷の文化人

前節でふれたように、いろいろな文人墨客が竹野谷を訪れ、大庄屋細田家などに宿泊逗留して、竹野谷の文化人である。竹野では、こうした人々の影響を受け、学問・教育・文化というものが起こり、発展したのであろうか。また、そうした文化人が育ったのであろうか。いかんせん、史料不足で充分な人材の発掘・活動がつかめない。しかし、やはり当然のこととして、資力と余暇とがあつて、いろいろな蔵書もあり、文化人の出入りもあつた細田家には、数人こうした文人が輩出している。

田家には、数人こうした文人が輩出している。

細田敬豊（清助、平四郎、享保十年（一七二五）〜寛政八年（一七九六））

号は大年、画名は周英と称した。細田家五代目。美含郡の大庄屋。画・書・彫刻・文字などを能く修めた。画は、法眼周山につき、北野天満宮にも献じた（写141）。また、書は静馬流で、彫刻も素人離れで、村社に獅子頭を奉納した。当時、大庄屋の役職にあり、趙ちやうしやう陶齋（前節参照）や吉村周山などの文人を迎え、多芸・多才の文化人として、出石領大庄屋中でも名を馳はせた（『細田家系図』、「細田大年君遺事」『但馬雜誌』第十二号）。

なお、注目しなくてはならないのは、おそらく年代的に彼の手になる『道中記』（仮題、表紙欠、年代不詳）と思われる中に、「大坂ニテ、一、金百疋 吉村周山翁、一、金二兩 御内義（中略）一、金二百疋 趙陶齋先生、一、金百疋 御門人」などと記されている。高野山登山の途中、大坂に立ち寄り、心付け（援助）をしていることでも、深い交際ぶりが知れよう。

細田豊昌（清次郎、平四郎、明和七年（一七七〇）～嘉永五年（一八五二））

号は方齋、画名は周岳と称した。細田家七代目。美含郡の大庄屋。

今津細田宗兵衛憲時の長男であったが、長女まつつの宗家を嗣ぐ。

幼少から学を好み、文学・和歌・狂歌・画・漆細工を能くした。出石藩の重臣、仙石内蔵允・土岐東市・荒木帯刀や、桜井・稲垣・服部・井上などの諸家に入入りし、土岐・桜井文学の知遇をうけた。このようにして、当時出石領下第一の人傑と称され、藩からも養母の孝養で賞賜された（第五章第五節参照）。書は趙陶齋、画は周山を学び、写142にある須谷地区円通寺法堂はつとう天井の「丸龍」は、彼の作である（細田家系図、「細田方齋君遺事」「但馬雜誌」第十四号）。

細田 圭（安造、平四郎、文化九年（一八一二）～明治二十一年（一八八八））

号は美蟬。豊昌の三男であったが、長兄が没したので、細田家の十



写142 細田周岳筆「丸龍」（須谷・円通寺法堂）

代目となる。美含郡の大庄屋。学を好み、十五歳で因幡鳥取の藩儒に学び、のち、江戸で儒者佐藤一斎に三年就学した。池田草庵と朋友になり、細田家にも来訪したという。また、明治初期出石藩の竹野郷校の教授も勤めた(第一・二節参照)。なお、前節にも紹介したごとく、多田弥太郎が幽閉された時、ひそかに救ったり、貧民を助けることも数々あり(第五章第二節参照)、その徳は多くの人々から慕われていたという(『細田家系図』「細田美蟬君遺事」『但馬雜誌』第十五号)。

細田家の蔵書  
と文化的伝統  
よく旧家の古文書を調査していると、埃ほこりをかぶって読まれることもない書物(和本)が、山のように蔵されているのにつかる。このような、多量の書物を蔵している家は、やはり

当時の上層階級で、大庄屋・庄屋、そして医者・僧侶・神官・学者などであつたらう。

ここに紹介する轟村の細田家も、前述のように、代々大庄屋・酒造業・地主を勤め(第一章第二節参照)、何人かの文人を輩出して、多数の蔵書が現存している。その数は、一〇二種、六五二冊、五一巻数十類にのぼり、国文・漢文学・仏教関係が目立つ。その種類は、

○国文学(国学・和歌・物語・字書・辞典)

○漢文学(漢文・漢詩)

○仏書・歴史・地誌・名所記・絵画・絵本・系図・

卜占・医学・武鑑



写143 御射山翁羅人碑  
(城崎町・温泉寺境内)

などである。

しかし、江戸も後期になると、こうした特別の人々だけに限らず、一般的に庶民の読み・書き能力は、前述のごとく私塾・寺子屋・文書・書物の増加普及などで向上していった。こうして、広い層に知的レベルは波及し、次に紹介する俳諧や和歌をたしなむ人々が出てくるのである。

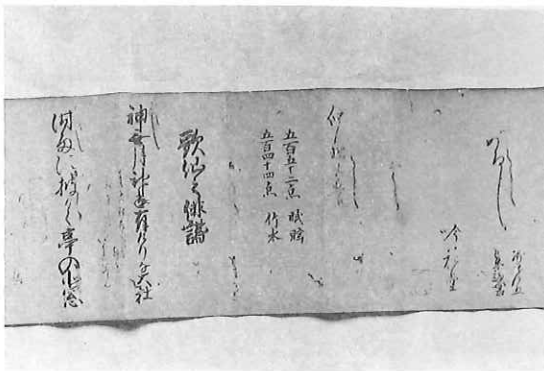
竹野谷の

俳句会 第五章第七節「庶民の旅」でもふれたようにすこしずつではあるが、暮らしに余裕が出て、農民の間に旅行が増えてきたよ

うに、和歌や俳諧をたしなむ人々も輩出してきた。特に、前句付万句合あわせの点取り競争の俳諧は、その娯楽化により広く浸透していくのである。こうして、労働の合間に歌会を開き、俳句を作って楽しんだ。

そして、日ごろの成果を神社などに奉納したり、短冊や歌集にしたものが残されているのによく出合う。

細田家に、安永五年（一七七六）細田南始（敬豊）が願主、土来が判者となつて、蓮華寺（轟）で句会をもよおしている。近郷近在はもちろん、近江・丹波方面からも寄り集まり、『俳諧八声の空』の句集を出した。なお彼は、城崎の温泉寺境内に、御射山翁羅人（宝暦八年没）の記念碑を、近郷の同門たちと一緒に建立している（宝暦八年正



写144 歌仙之俳諧（椒・富森一雄蔵）

月 写143)。

また、椒の冨森一雄家にも、『歌仙之俳諧』の巻物が所蔵されている(写144)。俳句を採点して、その点の多いことを競う俳諧で、当時非常に庶民に流行したものである。これらの内容は、都会の専門家の俳諧師匠のよいうに、洗練されたものとは異なり、素朴な土くさいものではあるが、新しい知識を受け入れようとする意気込みと新鮮さが目立つ。

## 第七章 寺院と庶民信仰

## 第一節 寺院

## (1) 本末・檀家両制度の成立—とくに高野山真言宗の場合—

近世に入り、宗教界に大きな変動がみられたのは、各宗派の本寺・末寺の関係の成立と、檀家制度をしいたことであつた。これにより、総本山—本寺—末寺の制度が確立し、末寺は五人組に類する結衆制度を組んで、団結するとともに、たがいにけん制し合つた。また、各末寺は檀家制度によつて、民衆を統制した。以下、この問題を明らかにしたいと考えるが、史料の収集の都合で、古義真言宗高野山派に限つてまとめていく。

**本末制度の成立** 竹野町にある真言寺院は、蓮華寺も荆木山観音寺も、中世までは、天台系寺院であつた。もちろん、江戸時代以降のように、宗派の立場がはっきりしていなかつたが、系統的にいうと、同

派に属していた。これらが真言宗になつたのは何時かということが問題になるが、両界院文書の永正七年（一五一〇）の「目安」（箇条書にした訴状や陳状）によると、美含郡では、荆木山は「真言ノ開山ニテ候」とあり、室町時代中ごろには、もう真言宗になっている。それもおそらく高野山派ではなかつたかと思える。金亀院には、慶長十一年（一六〇六）に、金剛峯寺正智院法印景義から、「金亀院」（それまでの院号は不明）という院号をいただいた文書があるので、この時、明らかに正智院の末寺になっている。また、元禄五年（一六九二）



には、正智院が荆木結衆に宛てた「書簡」(蓮華寺蔵)があり、結衆としても、同院を本寺としている。

同六年(一六九三)に、高野山派古義真言宗内で、八王寺成就院が、宗団を分裂させるかどうかという大問題をおこしており、総本山金剛峯寺は、全末寺に対し、廻状を廻し、総本山に従うことを誓う押印をさせている。〔元禄六年武州八王寺成就院一住持、諸国(真言古義一派エノ廻状)高野山・金剛峯寺蔵〕この廻状は、結果的には、金剛峯寺に関する末寺牒の一番古いものとなった。

同状によると、但馬には末寺が八五カ寺あり、当時の竹野谷にあった寺は、蓮華寺遍照院・観音寺金亀院・同両界院・龍海寺・神通寺・淨願寺・常樂寺(林)の七カ寺である。

江戸時代中・後期のものと思える、「古義真言宗本末牒」(高野山・金剛峯寺蔵)があるが、このころには但馬は九五カ寺があり、その中で、正智院末五六、南院末三三、釈迦文院末二、理性院末一、他派であるが京都仁和寺末一で、残る二カ寺は、但馬の大岡寺(日高町)末一、長樂寺(同町)末一である。

竹野谷七カ寺は、正智院末となっているが、それは元禄五年(一六九二)からである。このころ(同六年の廻状を考えても)、全部の高野山末寺を、同山の各院が話し合いで分割した時があると思われるが、この前後の事情は、まだ研究されていない。またこの本末関係も、これまでに一切メスが入れられていなく、今回の竹野町の例は、はじめての試みであり、これらの研究をつみ重ねて、全体像を明らかにしていかなければならない。

但馬の末寺も、正智院・南院が多く、ごく僅かであるが釈迦文院(香住町帝釈寺・八鹿町日光院)、理性院(村岡町・相岡万福寺)がある。これらの各院は、高野山では皆、学侶方(江戸時代高野山では、学侶〈学問・行法を主とするグループ〉・行人〈寺領の管轄・法会では学侶の下働きをする〉・聖方〈諸国を廻り、高野山や弘

法大師の宣伝や高野山への納骨や寄進をすすめたグループの三派に分れていた)に属する寺であった。これらの院の中でも、当然話し合いが行なわれたと推測される。

但馬は、安政二年(一八五五)の記録によると、七味・大屋・養父・西方・荆木・豊岡・出石・生野の八結衆と、末寺としては西光寺(豊岡市田結)があり、同寺は丹後久美谷結衆に入っているために、これを入れると九結衆となり、正智院末は六三カ寺となっている(「恒州諸末寺名面録」高野山・正智院蔵)。この八結衆または九結衆に分けたのも、やはり元禄年間(一六八八〜一七〇四)であったと考えられる。

今回注意して調査を行なったのは、但馬国内に、現在の宗務支所長に相当する役(その国の触頭と江戸時代にはいう)があつたかどうかという点であるが、これは見当らず、総本山―本寺に対し、各結衆総代が連絡をとるシステムで、総本山金剛峯寺を触頭と称している文書(明治三年「本末取調帳」高野山・金剛峯寺蔵)があるので、学侶方の総触頭の役を金剛峯寺がとめていたと考えられる。なお延宝二年(一六七四)の徳川家綱の「掟」には「本寺亦ハ其ノ国ノ触頭」とあるので、高野山派は本寺という名称をつかったと考えられる。

以上で、本末関係は結ばれたと考えられるが、本寺正智院は、但馬の末寺に対し、すくなくとも、元禄年間(一六八八〜一七〇四)、延享年間(一七四四〜四八)、天明六年(一七八六)、

寛政二年(一七九〇)の四回、その関係の確認を行なっている(「本末御改帳」高野山・正智院蔵)。天明六年の時は、結衆、または末院を有する寺に、その寺名(住所とも)を記して、正智院と高野山学侶御集議中(内閣的存在)へ提出している。寛政二年の時は、各寺が同集議中へ提出している。これが、正智院の『本末御改帳』にまとめられているという事は、同寺がこの契状(契約書)を一度まとめて、総本山(触頭)に提出したものと思える。ま

た、この本末関係を確認させたのも、総本山であったことが分かる。

正智院には、石見国（島根県西半分）にもあるが、同地方の『諸末寺契状之覚』には、同地正智院末寺、合せて二三カ寺の名を連記し、最後に「右之寺庵、当院末寺ニ紛レ無ク、且、当住之銘々、学侶分由緒、慥成ル僧ニテ御座候、今度本末御僉議ニ付、相改申所、件ノ如シ」（原文漢文以下同）とあり、元禄六年（一六九三）日付で、正智院から、石州銀山御奉行所宛となっている。この記述を考えると、領主石州銀山御奉行所からの問い合わせに対し、本寺正智院が、自院の末寺であることを証明している。それと、末寺も、自分の寺は、高野山の学侶系に属するという誇りをもって、これを受け入れていることもうかがえる。また『石州末寺帳』には、貞享五年（一六八八）に、同じく同地方の末寺を一括して連記しているが、最後に「高野山正智院之法流、末寺為ル事、永代相違有ル可カラザル者也」とある。こうした態度で本末関係はつづけられている。

末寺に対して要望された事項

本末関係にかかわる法度（規則）は、主なものをあげると、(1)元和元年（一六一五）「高野衆徒法度」（『諸法度』〈内閣文庫〉）、(2)寛文五年（一六六五）「定法度制度」（辻善之助『日本仏教史』近世篇之二）、(3)延享二年（一七四五）「諸末寺目録之節申渡掟書」（『本寺目録』(1)高野山・正智院蔵）、(4)天明八年（一七八八）「天明八年追補教諭」（『末寺目録』(2)高野山・正智院蔵）がある。

これらの中で、末寺に対し要求されていることは、次の項目である。

(ア)各末寺は、天下安全の祈禱、朝暮の勤行をおろそかにしてはならない (3)(4)。

(イ)本寺の法流を継がない僧は、末寺の住職になつてはならない。従つて本寺で、初位（持明）灌頂と阿闍

梨灌頂を受けること (3)(4)。

(ウ)阿闍梨灌頂を受けた僧でない、葬式の導師や入仏（石塔や位牌に魂を入れる開眼供養）、遷宮（お宮の建てかえの時の祈禱）は行なえない(3)。

(エ)継目（住職の代替わり）のためには、本寺にきて許可を受けること。

(オ)末寺住職は、檀中の信仰を監督（特にキリスト教と不受不施派に対する禁制の徹底―あとの檀那制度の成立のところで触れる）と指導を充分に行なうこと(3)。

(カ)末寺住職は、檀中の祈禱・葬式をその希望に応じて行なうが、金銭の額により読経を短くしてはならない(4)。

(キ)毎月弘法大師の御影供を行なうこと(4)。

(ク)寺に女人をとめてはならない(2)(4)。

(ケ)もし法にかなわぬ僧があれば、結衆は本寺に届けること(3)。

以上であるが、これらの法度は、直接には、本寺である正智院から指図を受けているが、同院は触頭である総本山金剛峯寺の集議中または年預坊（当番の役）の指令に従い、同役はまた幕府の寺社奉行の許可をとっているのである。この本末関係は、寛保三年（一七四三）の「掟」で、もし本寺の了解が得られた場合には、末寺が本寺を替えることが認められている（功徳聚院「寺寺諸寺」掟、高野山・正智院蔵）。

(ク)の寺に女人を泊めてはならないというのは、明治中期ごろまで、僧侶は、浄土真宗以外（修験道も許される）は、妻帯はもちろん、女性と親しくすることは戒律の「女犯」にあたるとして厳しく禁じられていた。たとえば、享保十六年（一七三一）に浄願寺の僧某が、女犯事件を起こしている。この問題解決には、本寺と同

時に、領主出石藩の寺社奉行も関与しているが、いったんは島流しの刑と定められたが、日光正遷宮のために赦されて、追放の刑となった。つまり、この場合は、江戸一〇里四方、京・大坂・但馬一國ならびに高野山をお構い（入ってはならない）になっている（同年「差士申一札之」事高野山・正智院蔵）。

なお、実際の活動面としては、末寺は本寺に了解をとったあと、この事件からも分かるように、その領主、竹野浜の場合は、出石藩であるが、その担当の寺社奉行の許可も必要とした。具体的には、直接各寺または結衆総代が訴えるのであるが、どうもその間に、出石にある不動院や光明院といった真言宗寺院が、取継役として介在していたようである（『但馬国美濃郡中村福王寺世出世』諸什具改帳高野山・正智院蔵）。

また、本寺には事務担当の役者がおり、直接には同人と交渉している。本寺の住職は、高い存在にあつて、簡単に姿を現わさなかつた。正智院の場合、前後して一番よく名前が出てくるのは、金剛院である。「正智院役者金剛院」と記録には出てくる。その他僅かであるが、正覚院・竹林院の名もみられる。これらの院は、高野山では聖派に属するものが多い（竹林院は不明）。有名な高野聖も、江戸時代になると仕事がすくなくなり、同派だけは金剛峯寺からの禄が与えられなかつた。同時代は廻国の仕事もへり、こうして学侶方の寺院に、事務職として使われるケースが多い。しかし、本寺からの末寺御改めに巡在することもあつたが、大体に末寺からは、本寺の威光をかり、「役僧様」といい、尊敬されている（天明八年霜月十一日「口上」之覚高野山・正智院蔵）。

いっぽう、下寺は、高野山または本寺の大事の時には、資金を調達させられる立場にあつた。真言宗各寺院には、弘法大師の御遠忌などに、寄附をした証文が、数多くある。また、元禄五年（一六九二）の、高野山の学侶方と行人方との争いは、高野山にとっては前後に類のない大紛争であつた。この時、江戸から上使も登山

しているが、荆木結衆からも、白銀三両を献納している（同年八月二十三日「書簡」高野山・正智院蔵）。また、本寺住職還空の遷化、隆恭の入院（住職になる式）には、悔み状と、祝い状を結衆から差し上げているが、入院には銀子一包を送っている（元禄十三年霜月十四日と同二十四。日付「書簡」高野山・正智院蔵）。

灌頂の授職（授かること）

灌頂とは、密教の儀式の中では、もつとも大切なもので、これにより、仏様と縁を結ぶ。真言宗の僧侶や信者（檀家はもちろん）は、必ずこれを授からないといけないことになっている。

この法には、結縁・授明・伝法（阿闍梨灌頂）・学修の四灌頂がある。結縁灌頂は、一般信者に対する一番簡単なもの。授明灌頂以上は、僧侶に授けるものであるが、授明灌頂は、一つの法だけ、伝法灌頂（阿闍梨灌頂）は、金剛・胎藏両界の法を授かり、ここで一人前の僧侶になったと認められる。阿闍梨とは、先生を意味し、一般の人々を指導することをさす。学修灌頂は、最高の法で、僧侶の中でも修行のつんだ人で、高野山で行なわれている学会という行を終了しなければ授かることができない。この時、はじめて弘法大師の根本の御姿だと信じられている御影堂の大師御影を拝み、手でふれることができる。手をふれるということは、手のひらを通じて靈力（生命）をいただくという儀式なのである。

末寺の僧は、授明（初灌頂ともいう）と阿闍梨灌頂を、本寺で受けなければならぬ。この両灌頂をすませ、はじめて葬式の導師や、遷宮、入仏ができると定められている。こうしてみると、この灌頂だけは、どうしても受けないと、その役は勤まらない。

しかし、この規則が定められるのには、深い理由があった。まず、高野山における学侶方と行人方の争いが

そのもとなつてゐる。寛文三年（一六六三）の「御条目写」（『高野山日記』六、『高野山文書雑々』東大史料編纂所蔵）に、次のように定められてゐる。

一、行人方、阿闍梨灌頂ヲ遂とゲルニ於テハ、亡者ノ引導、免許セラルノ事。

さらに、聖方に対しても、同四年（一六六四）の「定」（高野山、本覚院蔵）に、次のように定められてゐる。

一、加行・灌頂、学侶ノ坊ニ於テ之レヲ受ケルベシ、他山（高野山以外の道場）ニ於テ、之レヲ受ケルベカラズ。勿論授クベカラザル事。

これまで、聖方は聖方の師匠をもち、灌頂も自由に同方の寺院で行なつてゐた。これを、学侶方の寺院においてでないと授けてはならないということは、聖方を学侶方の支配下に置いたということになる。

さらに、元禄元年（一六八八）には、行人方に対して、次のように定められた（『日野西編』『高野春』秋三二頁上）。

一、伝法灌頂ノ事、学侶坊ニ於テ執行致シ申スベキ事。

六、（前略）、入佛・遷社ノ儀、前々ノ如ク相イ勤メ申スベキ事。

こうして、行人方の伝法灌頂も、長い争いの末、学侶坊において行なうことが定められている。学侶支配の体制がととのつていつてゐる。入仏・遷社（宮）に関しては、同灌頂を受けた者が許可され、これは前の葬式の導師と同一資格である。

こうした流れが、実は本寺・末寺の關係にも持ち込まれたのである。まず、延享二年（一七四五）の「諸末寺工繼目ノ節、申渡ス掟書」（『末寺繼目帳』<sup>(1)</sup>、高野山・正智院蔵）、に次のようにある。

一、初灌頂（授明灌頂）ハ申スニ及バズ、開壇（阿闍梨灌頂）修行セザルノ仁（ニシ）、入佛・遷（宮）井（ニ）亡者（モウシヤ）ノ引



写145 灌頂記 (高野山・正智院蔵)

導、相イ勤メルベカラザル事。

さらに、「天明八年ノ追補教諭」(『末寺雜目帳』(2) 高野山・正智院蔵) には、次のようにある。

一、年齢漸ク長ジ、加行(僧侶になる行、四種ある)如法ニ成就ノ後ハ、本寺ニ於テ伝法灌頂入壇ヲ遂グベシ、他山ニ於テ入壇ノ競望(希望) 決テ致スベカラザル事。

こうして、加行は各自自坊で、師匠について行なってもよいが、灌頂(初灌頂と阿闍梨灌頂(これを普通伝法灌頂と呼んでいる))は必ず、本寺にきて授かるよう規定している。これはすなわち、学侶方が高野山派真言宗の支配を完成したことを意味している。高野山内では、行人・聖両派を、その支配下にまずおき、本末制度ができる、今度は、この規則を末寺にも義務づけたのである。

正智院には、三冊の『灌頂註記』(寛保三年(一七四三)

寛政元年(一七八九)(宝暦八年(一七五八) 寛政元年

(一七八九) 一部年代が上記のと重複(寛政元年(一七八九)

文化十一年(二八一四)がある(写145)。また、同院が合

併した大衆院のも二冊、『灌頂受法帳』(万治二年(一六五九)

己未)、『灌頂授法引付』(延宝二年(一六七四) 天和二年(一

六八二)がある。この内容を見ると、各院の末寺はもちろん、

行人方、聖方、客坊(正式に高野山に僧籍を置いていない僧

がいる院)が、初灌頂(授明灌頂)ならびに阿闍梨灌頂を受



けており、金剛峯寺および本寺の指令が、そのまま実行されていることがわかる。

末寺の分の一例をあげると、次のとおりである。

西(院御流)

一、但州城崎郡湯嶋温泉寺弟子祐本覚栄房生年十七

初灌頂成就畢

右宝曆五乙亥二月十六日

西院御流

一、但州美含郡竹野浜村龍海寺覚栄彦

阿闍梨位成就セシメ了ヌ、宝曆十年三月三日。

温泉寺弟子祐本は、宝曆五年(一七五五)十七歳の時に、正智院で西院御流による初灌頂を受け、ついで同十年(一七六〇)に二十三歳で阿闍梨位灌頂を受け、竹野の龍海寺の住職となっている。導師は、本寺住職である。流派は、中院心南院、中院引撰院、三宝院憲深方、西院流などが多い。同寺住職は、行法をよく学んでおき、それぞれに対応しなければならなかった。もちろん、本寺でこの法要は行なわれ、一回に一人、三、四人の場合が多い。

今、竹野結衆に關係ある僧で、初灌頂と阿闍梨灌頂の両方をすませ、しかもその年齢も記入されているもの三例をあげると次のようになる。

温泉寺弟子祐本(龍海寺住職)

(一七五五〜六〇) 十七〜二十三歳

蓮華寺弟子朝淳(温泉寺中性院住職)

(一七七一〜八五) 十六〜三十一歳

神通寺弟子祐遍

(一七九二—一八〇二) 十九—二十八歳

右のような次第で、十歳台後半に、初灌頂、二十歳台中・後半または三十歳になって阿闍梨灌頂を受け、住職となっている。ところで、年号は不明であるが、江戸時代の後期の申の年六月に、集議中から、各末寺に對する「寛書」(蓮華寺蔵)が発せられているが、その中に「近年ハ諸国ニ於テ、由緒モ之レ無キ末寺方等、諸流、意楽(自由に)ニ任せ、軽々敷執行致サレ候ニ付、諸寺僧侶、自然ト其ノ本寺ノ法流、佛祖ノ冥応(弘法大師の威光)ヲ失ハシメ、恐レ有ル事」とあり、次第に統制がとれなくなったのも事実のようである。

継目の式

法度により、新任の住職は必ず、本寺に登り、その認承を得なければならなかった。正智院には『末寺継目帳』(延享二年(一七四五)―寛政二年(一七九〇)) (寛政二年(一七九〇)―文政五年(一八二二))の二冊がある(写146)。

その記述は、

但馬美舎郡轟村

文化三丙寅六月廿七日

蓮華寺印

朝純花押  
五拾二歳

とあるように、次々に継目に登ってきた僧の名が記されてある。

各院にある書簡をみると、住職が死亡すると、遺言状があればそれを検討しなければならない。もしこれがないと、法類、



写146 継目帳 (高野山・正智院蔵)

結衆が相談をし、檀家の了解を得て、結衆総代が本寺にかけあい、了解が出ると、「継目の式」のために登山し、本寺において住職から、それぞれの僧の流派による「法流」（秘密の印）を授かり、終わって住職に認める「宗旨請状」が発行された。そのサンプルは、次のとおりである（「未寺方工遣候本寺請之」  
「担」高野山・正智院藏）。

宗旨請状うけじょう

何州何郡何村何寺、数代当院ノ末派、殊ニ此ノ僧ノ実名、真言宗ニテ加行・灌頂成就セラレ、少モ胡乱こらん（あやしげな）ノ僧ニテ御座無ク候ニ付、今般、看坊かんぼう（住職）ニ申付ケ候、仍もちテ後証ノ為メ、件ノ如シ。

年月日

高野山正智院印

御奉行所

この宗旨請状は、本寺からその末寺領主の寺社奉行所へ発行され、それが末寺に渡されたようである。正智院藏の「住職筋臨時一札」などを記した帳面には次のような記録が数多くある。

一例をあげると、金亀院信源の場合、

一、出生（略）

一、得度加行（前略）金亀院信城戒師ニテ、六歳ノ時剃度（得度）仕り、十四歳ノ頃、同寺ニテ四度加行、中院流ニテ成満仕り候。

一、入壇灌頂 文政壬午八月九日、御本寺当院道場ニ於テ成就仕り候。

一、行年 二十八歳 仮名恵隆房 実名信源ト申候。

右ノ通、拙僧起立ニ相違無ク御座候、以上。

一、拙寺住職、仰おうえヲ蒙り候二付、御本寺証文（宗旨請狀）仙石道之助殿御役所エ御下ケ下サレ、右御請うけ取り申上ケ奉り候。

但馬国美含郡羽入村

金亀院印

信源 花押

天保五甲午年三月二十三日

同寺檀中総代

吉岡与兵衛花押

以上で、奉行所の承任も得て、金亀院に渡され、住職の手続きが完全に終わったことを、本寺に報告している。上人号 普通但馬では、真言宗寺院の住職のことを法印様と呼ぶ。この由来もはっきりしない。高野山を賜わる では住職を普通「院家」と呼ぶ。これは、本来は皇族が住職をした寺の場合の呼び方である。法印と称される役があるが、これは金剛峯寺全体を取り締まった「檢けんぎょう授職」のことである。法印とは、本来「僧正に相当する位」をさす。高野山の檢授も、鎌倉時代の後期、正和二年（一三三三）に法印の位を与えられてから、別に「法印様」とも呼ばれるようになった。だから、非常に高い位の方で、いまでもこの法印職は、一年交替であるが、高野山の代表的役として続いている。

地方の真言寺院の住職を、この役からの普及だと一般に考えられているようであるが、これは問題である。地方の末寺には、法流として、三宝山流が多い。これは、『灌頂註記』をみても明らかである。明らかに修験道の流れを汲んでいる。同道では、僧のことを「法印」と呼ぶ。末寺寺院住職をこう呼ぶのは、こちらの方からの影響のようである。

ところで、地方真言寺院の中で、たとえば、竹野町では蓮華寺の住職を「上人様」と尊んで呼ぶ場合がある。この呼び名は、どこから生まれたのであろうか。慶長二十年（一六一五）の「禁中并公家中諸法度」によると、上人号について規定がなされている。その旨趣は、本山の役者は、希望者があれば、正・権しょうごんに二種に分けて、勅許を得なければならぬ。仏法修行二十年におよぶ者には「正」、それ未満の人には「権」を与える。むやみに希望する者は、流罪に処すべきである。これをみると、上人号には、正・権の二段があり、仏法修行二十年以上、以下で分けている。しかも勅許による。

これに対し、実際には、江戸時代には、御室みむろの大覚寺（京都市右京区嵯峨、古義真言宗大本山）がその権利を掌握し、同寺には出世御奉行、または官位御役が存在していた。そして、高野派の寺にも官法を発行していた。逆にいえば、この収入で寺を運営していたと思える。この大覚寺の機能も、今後調べたいところである。

蓮華寺にある「御室御所官職御免之覚」によると次のようにある。

一、高野所化（人を教育できる役、具体的には不明）——御免御礼銀三枚

（四通を発行し、所化名を書く）

一、寺号・坊号——御礼銀四枚 外二銀五匁

一、上人号——同 銀十枚 外二四拾匁

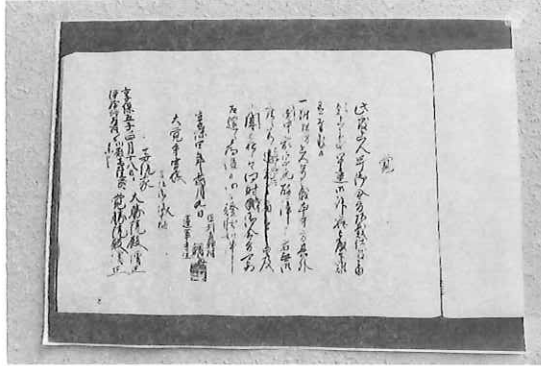
一、色衣御免——同 断

（権律師だけを許された人にも、紋白袈裟をかけることが許される）

以上であるが、高野山の僧にも、免許状を出している。寺号・坊号を変える場合も、大覚寺の許可が必要で

あった。色衣とは香衣（黄色）の衣である。普通一般宗派では紫衣が尊ばれるが、高野山では同色の方が尊ばれる習慣があった。紋白袈裟（肩からかける簡単な袈裟）も、権律師以上の人でないと掛けることが許されていない。

これらを見ると、慶長二十年（一六一五）の「禁中并公家中諸法度」に定められた、すくなくとも寺に対する権限は、大覚寺のものとなったと思える。



写147 上人号を支える文書（蕨・蓮華寺蔵）

ところで、江戸中、後期のものと推定される「覚」（蓮華寺蔵）に、高野山学侶集議中（内閣的存在）から、諸国の末寺に対して、取り締まる条目が発せられてあるが、上人号については、次のようにある。

在国ノ僧、猥ニ上人号ヲ申下シ、香衣等着用スベカラザルノ御旨、大権現様（徳川家康）御朱印ニ明鏡（明か）候条処、近年先格モ之レ無キ御上（ないのに）、許容有ルベキ事。

とあり、上人号の認可がみだれていることを誠にしている。これは、もろう僧の方にも問題があるが、大覚寺側も乱発したように思える。

享保四年（一七一九）、蓮華寺住職朝海が、上人号を賜わっている（同年霜月九日）（写147）。

此度、上人号ノ御令旨（通達）頂戴仕り度クノ由、願上候処、早

速御許容成シ下サレ、有リ難ク存ジ奉リ候。

附<sup>つげ</sup>り、拙僧上人号ノ儀、本寺方其外国中ノ宗派ニ於テ、故障<sup>こしょう</sup>（不<sup>こ</sup>満）申ス者御座無ク候（以下略）。

享保四年霜月九日

但州轟村朝海印  
蓮華寺住

大覚寺宮様

官位御役中様

この文書を見ると、上人号を戴くには、本寺正智院および但馬国中の真言宗寺院の了解が必要であった。なお、同文書にはつづいて、翌五年（一七二〇）四月、朝海は、同寺の大勝・覚勝両院殿僧正の両院家<sup>いんげ</sup>に挨拶に参上している。

元文五年（一七四〇）には、同寺朝義が、官位を願いでている（<sup>「官位ニ就キ所望言」</sup>上ノ条々々々蓮華寺蔵）。

一、但馬美含郡蓮華寺、学侶分ニ御座候事。

一、四度加行并灌頂者、高野山正智院ニテ仕り候事。

一、御免ノ無キ紫衣着用仕り間敷候事<sup>まじ</sup>。

一、年薦<sup>ね</sup>（年） 四十一歳 薦（僧侶になつてからの年）三拾五年ニ罷り成り候事。

一、本寺 高野山正智院末寺ニ御座候事。

一、集会ノ所（集合をした時）、上首<sup>じやうしゆ</sup>ニ取り越エ、上座ヲ致ス振、諍論スベカラザル事。

（中略）

元文五申年二月十九日

御室御所様

出世御奉行中

但馬美含郡轟村蓮華寺

朝義

この文書は、官位、恐らく上人号であろうと思われるが、これを願い出たものである。まず、同じ末寺でも、学侶方に属するということを強調している。僧侶になつてから三五年経っているので、慶長二十年（一六一五）の法度によると二十年以上となつており、充分その資格はあると思える。紫衣や集会の時の席順のことまで言及しているが、当時はこうしたことも、重要視されている。朝義も、この書類を提出している以上、官位（上人号か）をもらったと思うが、結果はわからない。

本寺と末寺との間にあつて、結衆は、数カ寺、または十数カ寺がグループとなり、この中から結衆の結成

結衆総代を出し、交渉・連絡をとつた。いわば結衆は、総本山の下にあり、中間に本寺が存在し、末寺を統轄するが、組織的には、末端の機関として存在した。

荆木結衆の名が、文献の上で一番最初にでてくるのは、前に記したが、元禄五年（一六九二）で（正智院から荆木結衆に宛てた「書簡」、蓮華寺蔵）、七味・大屋<sup>おおや</sup>・養父<sup>やぶ</sup>・西方<sup>にしがた</sup>・荆木・豊岡・出石・生野の八結衆からなっているが、この八つのグループに分割されたのも、このころかと思える。

結衆はもちろん、お互いに親睦を保ち、助け合う存在であつたが、いっぽう監視する立場でもあつた。延享



二年（一七四五）に正智院からその配下の末寺へ通達された「諸末寺エ繼目之節、申シ渡ス掟書」には、

一、末寺ノ内、如法（規）（規則に従わない）ナラザルノ仁（人）、之レ有ルニ於テハ、一結ノ中ヨリ、早速相  
イ届ケルベキ事。

と定められている。

たとえば、文政九年（二八二六）二月に、正智院役者金剛院から、但馬ノ国末寺中に宛てた通達（高野山・正智院藏）がある。内容は、商沽（商売）をし、金銀の利益をむさぼる僧、女犯（女性と関係をもつ）僧があれば、本寺に届け出るようにと指令している。商沽の場合は、結衆内で厚く教誡（忠告）をし、数回にわたっても従わない場合には結衆から本寺に連絡をとるようにとある。女犯の場合は、非常な罪で、このことがわかつたら、「用捨（もち）ナク結衆ヨリ申シ出デラルベシ、若シ隠シ置キ、外ヨリ相イ聞エル事実タラバ、結衆ノ罪少ナカラズ」とあり、結衆自体が罰せられた。

各末寺は、弘法大師の祥月命日の法要である正御影供を行なうことが義務づけられていたが、同法会は、結衆が講を組み勤め合い、これが団結の中核となっていた。たとえば、林地区にある常楽寺は、次第に一寺として立ち行かなくなっていくが、「常楽寺モ、結衆中、御影供講中ニテ御座候」と、かつては一人前の結衆仲間であったことが強調されている（天明八年霜月十一日「口上」之覚、高野山・正智院藏）。

本寺正智院には、安永四年（一七七五）三月の「結衆寺法掟記」がある。ただし、但馬の末寺ではなく、島根県下山倉寺（太田市長久町）以下一三カ寺の結衆宛に出したものである。

この掟は、次の十条からなっている。その中のおもな項は次のようなものである（写148）。



写148 結衆寺法掟記 (高野山・正智院蔵)

(1) 本寺で伝法灌頂、阿闍梨位もとれないのに末寺の住職とし、本寺に願い出ないこと。また、隣寺や法類だけで申し合わせ、本寺には、文通だけで住職を決めることは、今後してはいけない。

(2) 年齢が足らず、未熟、文盲な僧を、ただ自分の弟子だという理由で、大寺の住職にきめることは、他宗・他派の非難、真言密教の衰えるもととなる。しっかりと年齢・人物・行状などを調べ、門中(結衆)、檀家が相談した上で、本寺に住職願を出すこと。

(3) 多くの寺を兼務して、いきおい兼務した寺の寺務はおろそかになり、特に御影供の祀りをおろそかにするのは大変いけない。もし兼務しても、月次つきごま(毎月)御影供、正御影供の巡番がきた時これ怠らずに行なうのであればよろしい。

(4) 結衆各寺院は、本寺の末寺という立場では、同格である。だから、前年当番をきめ、正御影供を勤める。その当番(年預)は、結衆の書類などを預かり、万事世話に手落ちがないようにしなければならぬ(この年預が結衆総代と思える)。

以上のこと、結衆内で相談(仲よく相談)し、一たん決まったことは、必ず各寺は守らなければならぬ。もしこれに従わない者が出た場合は、結衆で相談し、本寺に訴え、隠居(住職をやめる)、退院(そ

の寺を出る)、いずれも本寺の命令のままに従わなければならない。

以上であるが、結衆として特別の掟があつたわけではなく、末寺に関する法度（規則）を、そのまま実行するように求めている。しかし、(1)(2)では、本寺で灌頂を受けた上で、本寺に許可を受けて住職に任命されるといふ点が、乱れてきていること。また寺にふさわしい僧が選ばれず、弟子だといって、若輩、教育のない僧が選ばれる場合があつたことを示している。だから、この点を取り締まる必要が生じた。

(3)(4)では、多くの寺を兼務し、欲にかられる僧が問題にされているが、何といつても、結衆の団結のかなめは御影供であつた。ここの文章をよくみると、毎月の御影供、祥月の御影供を行なうのは、その年の当番の寺で、その寺が年預ねんよと呼ばれ、結衆総代とし、結衆全般の世話を行なわなければならなかつた。また、結衆寺院に大小があつても、本寺からみたら同一の末寺であるとみられ、しかも、年預は順番が廻つてきており、平等の立場が認められている。この点も注目される。

いったん結衆で相談されたことは、皆が実行しなければならず、それに反する者は、本寺から、隠居・退院などの罰が加えられた。この「結衆寺法掟記」は、竹野の各院からはみつかつておらないが、あるいは但馬地区の末寺は、法度通りに運営されていたのかも思える。しかし、御影供を中心に結衆は組織され、それを世話をする結衆総代を中心とする運営のあり方がよくわかる。

#### 荆木結衆寺

#### 院の変遷

荆木結衆は、別に荆木山観音寺結衆とも、竹野結衆ともいう。荆木山観音寺結衆というのは、荆木山観音寺を中心とするからである。竹野結衆とは、地名からついた。

別表からもわかるように、荆木結衆ができたのは、前に記したが、元禄五年（一六九二）からであるが、こ



写149 龍海寺縁起 (竹野・龍海寺藏)

のころに、荆木山観音寺の両界院・金亀院をはじめ龍海寺・神通寺・淨願寺(のちの慈眼院)が、同結衆をつくっている。龍海寺と神通寺は、もと荆木山内にあった。龍海寺はもと松本坊(「宝曆五年」大浜文七より出石寺社奉行宛の覚。鷹野神社文書〔社寺取調書上表〕日野西蔵)といった。延宝のころ(一六七三〜八〇)に浜の松岡の現在地に移り、独立した(龍海寺縁記)(写149)。神通寺は早く、天文十一年(一五四二)浜に出、遍照院を神通寺と改称、独立した(明治三十七年「明細帳」〔龍海寺文書〕)。ともに同山の力が衰えたので、新天地を求めたのと、浜の賀嶋宮(鷹野神宮)の社僧をつとめていたからであった。淨願寺は、もと興長寺の子院で、時衆であった。万治のころ(一六六〇

ごろ)真言宗に転派し、浜の真言宗仲間に入り、同じく賀嶋宮などの社僧役を勤めた(天明六年「口上」)。なお、この三寺は、明治三十九年(一九〇六)に合併し龍海寺を名のっている(「屈」〔龍海寺文書〕)。

これに対し、蓮華寺、城崎の温泉寺は独立的存在であった。蓮華寺には隱居寺、林の常樂寺があり、温泉寺には、子院の中性院、大門坊(別に福正院の名もみえる)があった。しかし、便宜上、一結衆としての仲間に入っている。だから、天保三年(一八三二)の本寺正智院から荆木結衆に宛てた、弘法大師一千年御遠忌にあたり、灌頂の道具の寄進を願う書簡(蓮華寺文書)にも、荆木結衆各納・温泉寺法納・蓮華寺法納と、三者の名前を連記している。

香住町本見塚にあった常光寺（現・豊岡市城南町）も、文化三年（一八〇六）ごろから安政二年（一八五五）まで、恐らく江戸末までは、この結衆に入っていた。こうして、同年のころには、結衆寺数が一一カ寺もあった。

豊岡市田結の西光寺は、宝暦十三年（一七六三）には丹後の久美浜結衆に入っていたが、その後転々とし、文化三年（一八〇六）には生野結衆、同九年（一八二九）には出石結衆（文化九年「備国末寺中」<sup>類</sup> 文書（高野山・正智院蔵））に、さらに安政二年（一八五五）には再び久美浜結衆に帰り、明治時代になるが、同三十年（一八九七）ごろ、この結衆の仲間入りをし、現在に至っている。また金毘羅寺も、明治の三十二年（一八九九）、温泉寺境内に教会とし建立され、竹野結衆に組み入れられ、昭和二十七年（一九五二）寺院に昇格した。

なお荆木山観音寺は、子院両界院と金亀院とが現在残っているが、元文四年（一七三九）両院申し合わせ、一山寺でありながら、対外的には各院独立した立場で活動する相談がまとまった（「元文四年三月の文書」<sup>類</sup>（荆木山観音寺蔵））。

こうして、現在では荆木結衆は、両界院・金亀院・龍海寺・蓮華寺・温泉寺・金毘羅寺・西光寺と形の上ではなっている（表44）。

#### 檀家制度

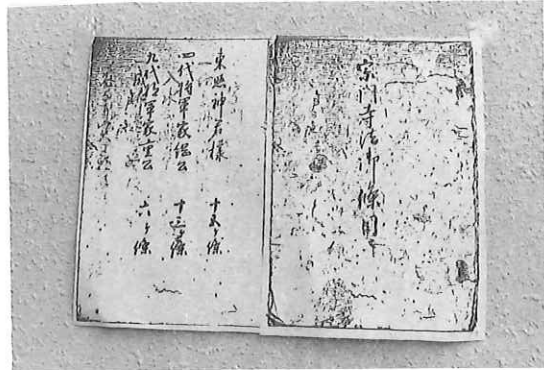
江戸幕府は、寺に対しては本末制度をとり統轄し、その末端の末寺に対して、檀家制度をとって、統制をとらすという制度をとった。そして、この制度は、現在でも生きている。

この方策は、慶長十八年（一六一三）に、徳川家康による「宗門檀那請合掟」（十五条）が発せられ（写150）基礎を固めたが、ついで延宝二年（一六七四）、第四代将軍家綱公に受けつがれ、「掟条目」（十三カ条）、さらに第九代将軍家重が、同条目を発しているが、年月は記していない。延享二年（一七四五）の「諸宗本末改」

表44 荆木結衆寺院一覽表

(注) △・□は竹野結衆に属しながら独立的な存在であった。

年 代 (史料名)	西界院 (羽人)	金亀院 (羽人)	龍海寺 (浜)	神通寺 (浜)	淨願寺 (浜) (慈眼院)	蓮華寺 (蕪)	常楽寺 (林)	常光寺 (香見坂) (本見坂)	温泉寺 (湯城) (崎)	中性院 (湯城) (崎)	大門坊 (湯城) (崎)	金毘羅寺 (湯城) (崎)	西光寺 (田) (結間)
一六九二(元禄五) 書簡(正智院↓結衆)	○	○	○		○	○			○	○			
一七〇〇(元禄十三) 書簡(正智院↓結衆)	○	○	○	○	○	○			○				
一七八六(天明六) (本末改帳)	○	○	○	○	○	△		○	□	□	□ (福正院)		
一七九〇(寛政二) (本山宛属人荆木結衆)	○	○	○	○	○								
一八〇六(文化三) (本山廻達・結衆名)	○	○	○	○	○								
一八五五(安政二) (但州諸末寺名面帳) (十一ヶ寺)	○	○	○	○	○								
一八七〇(明治三) (本末取調牒)	○	○	○	○	○								
現 在	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
(明治三十 九年龍海寺 へ合併)					(同上)								
(明治三十年 北通より)	○												
			結果	久美谷	出石結衆	文化九	一八二九	生野結衆					
									一七六三 (宝暦十三)				
													結果久美濱



写150 宗門檀那請合掟 (竹野・龍海寺蔵)

を行なった時のものではないかと思われる。  
 こうして、檀家制度が固められていったのであるが、これらの条目の主要なものをあげる。

慶長十八年 　　まず慶長十八年（一六一三）の条目をみる。

家康の条目

一、頭檀那（檀頭と普通いう、檀家の頭分のこと）

タリ共、其ノ宗門ノ祖師忌、其ノ寺ノ佛忌（開山忌）、盆・正月・両彼岸、其ノ旦那・両親ハ勿論、先祖ノ命日ニ、絶テ参詣仕ラザル者、之レ有ラバ、判形ヲ引キ（おす）、宗旨役所（領主の寺社奉行）エ相イ断リ、急度（必ず）吟味（取り調べ）ヲ遂ゲベキ事。

日頃の檀家の信仰状態を、末寺の住職はみて、不信の者は、指導することを義務づけている。

一、死後、死骸ノ頭ニ剃刀ヲアテ、戒名ヲ授ケ申シ候、又ハ宗門寺相イ吟味之役寺タル住持、死相ヲ能々見届ケ、邪法ニテ之レ無キ段、又ハ死骸ニ疵有ル哉無キ哉、二見届ケ、合点ノ上ニテ、引導ヲ致スベキナリ、能々吟味ヲ遂ゲル可キ事。

檀家の人が死ぬと、葬式としては、まず頭を剃り、戒名を与え出家させ、仏の浄土へ往生を願うという形式をとる。もちろん、檀那寺の住職が導師をつとめる。これまでは、特別の信者以外は、僧による葬式はなかつ

たと思える。このきまりにより、全日本のすみずみまでが、仏葬を行なうようになった。ただし、この場合、邪教（この場合はキリスト教と不受不施派）を信じていないか、また疵があるかどうかとは、他教かどうかを檢死する役が、檀那寺の住職には義務づけられている。

一、先祖ノ佛事ヲ他ノ寺工致シ、參詣・法事ヲ勤メ申ス事、堅ク禁制ス、然レ共、他国ニテ死去スル時ハ格別ノ事ニ候、能々吟味ヲ遂クベキ事。

先祖の法事を檀那寺以外の僧に頼むことを禁止している。ただし、旅に出たり、靈場参りをする時には、往來手形（普通の順札者に与えるもの。もし旅先で死んだ場合、現地の庄屋が責任もって葬式をしたが、その由を遺族に知らせる）、はなてだ放手形（往來手形よりもきびしいもので、もし途中で死んでも現地の庄屋が葬り、遺族へ通告の必要はなかった）を檀那寺は発行したが、その場合、途中で死亡した時には、その地の庄屋が責任をもつて葬らなければならない。その時には、死亡者の宗派は問題にされないと、この条目ではいつている。

一、（前略）檀家二年二一度ツツ相イ廻リ、菩提之席ニ事寄セルトモ苦シカラズ、其家ノ持佛堂ヲ吟味致シ、佛像・祖像（その宗派の開祖）・繪像并備物ニ至ル迄、能々見届ケ、あやし怪敷事ハ、早速、宗門役所へ申出ルベシ、其国ヲ治メ、其ノ家ヲひとしく齊スルノ役、寺タルニ之レ依ル、能々邪宗・邪法ヲ吟味ヲ遂グベキ事。

檀那寺の住職（または僧）は、年に一度は、檀家の家を廻り、仏壇などを点検することを義務づけられている。これが今日、お盆に檀那寺の僧がお参りする「たぎょう棚行」だといわれている。その目的は、キリスト教および日蓮宗の一派、不受不施派を弾圧するためであった。こうして、僧にも国を治める役の一端を背負わせている。不受不施派とは、日蓮宗の中でも、もつとも過激な派で、法華經を信じないものには、教を施さない、ま



た逆にその人たちからは施しを受けない、という立場を徹底し、幕府にまでたてついたために、幕府の怒りがかつたのである。

一、相イ果テ候時ハ、一切宗門寺ノ指図ニテ、取り行イ申スベキ事。

檀家の人が死ぬと、その葬式などは、一切檀那寺の僧の指示に従わねばならないと義務づけられた。

一、天下ノ敵、万民ノ怒ハ、切支丹・不受不施悲田宗也（以下略）。

この掟書には、この外にも、この二つの宗教・宗派に対する禁制は、沢山記述され、幕府が、如何にこの二つを敵視したかがわかる。天下の敵とまでいつている。悲田宗は、不受不施派のこと。

延宝二年 一、（前略）国家安静ノ御祈願所タルニヨリ、寺内ニテ喧嘩口論、清僧（戒律を守っている僧）家綱の条目 ノ寺院、肉食妻帯、其ノ分ヲ乱リガ間敷事（下略）。

真言寺院は、元來祈禱を主とし、国家の安泰を祈願することを重要な使命としていた。こうした祈禱寺院としては、寺内で喧嘩などはタブーであつた。また、江戸時代には、浄土真宗と山伏のいる修験寺院以外は、肉食べ、妻を持つことは禁止されていた。この点については、前にもふれてある。

一、檀那ノ儀、大小トナク、滅罪（葬式）一通ニテ之レ無ク候、公儀ヨリ御法度（禁止されている）ノ程、

耶蘇宗門御改メ役寺（検査する役目のある寺）為ルニ依リ、其ノ檀那血脈相統（教えの法をうけつぐ）

急度（必ず）相イ改メ申スベク候（下略）。

この時代でも、各寺院は、キリスト教の禁止を見届ける役があつた。このころになると、不受不施派に対する弾圧は、条目から姿を消している。

一、檀那ノ内、困窮ニ及ビ候者、相続相イナシ難ク、村役人（庄屋など）、町役人（同上）、親族バカリノ存意ニテ没収候時ハ、其ノ者共押領（横取りする）之レ有ル哉ト、旦那寺ヨリ詮儀（監督）ヲ遂ゲルベキ事、亦血脈相続（この場合は、血族があとをついだ時）イタシ候ハ、旦那寺ヨリ詮儀ヲ遂ゲ、寺立合イ、相対（顔を合わせて話し合いをすること）ヲ以テ申附クベキ事。

檀家の中で、貧乏をして家を継ぐことができなくなった時、村や町の役人や親族が、立ち合つて、処置をしなければならなかったが、それが正常に行なわれているかどうかを、檀那寺の住職が立ち合うことを義務づけられている。もし相続できなくなった場合も、そうであつた。

一、王法（国の法）・佛法御兼帯（両方とも実施する）大切ノ御掟法（きまり）ニ候間（なので）、人々肝ニ銘ジテ、佛法ニ帰依セザルノ輩、之レ有リ候ハ、檀那寺ヨリ能々申シ聞セ、其ノ上ニテ、相イ用イザル□ノ輩之レ有ル者ハ、御役所（領主の寺社奉行）エ訴エ出ルベシ、曲事（悪いこと）ト為スベキ事。

僧侶は、国の法と仏法が正常に行なわれているかどうかを、監視する立場にあつた。特に仏教に対して不信の者があつたら強制的に指導することを義務づけられている。

一、檀那ノ内、出火ヲ為スノ本人ハ、罪未ダ糾明（罪状を問いただす）ノ内ハ、旦那寺エ引キ取り置キ、御役所へ裁断ヲ願ウベキ事。

出火の本人は、一まず檀那寺へ引き取り、保護をしておき、犯罪を犯したことが明らかとなつてから、役所に出頭させた。

一、住持困窮（世話に困る）ニ付、檀那共工助成ヲ願イ度ク候ハバ、双方相對ヲ以テ、相談致スベシ、違背ノ輩ハ、檀那仲間ニテ詮儀ヲ遂ゲルベシ、御役所へ裁断ニ及バズ、勿論不心得ノ者へ、無理ニ申シ附ケ候テハ、住持ノ越度わちど（落度）ト為ルベキ事。

もし、檀那寺の住職が、世話に困る時は、檀家が住持と相談をし、助成しなければならぬ。しかし、その中で不服を申し立てる者がおれば、檀家中間で自主的に解決させ、役所に訴え出ることとはしなかつた。もしどうしても不服だとするのを、無理強いすると、かえつて住持の落度にみなされた。

延享二年 一、自今以後、諸宗共改宗・改派、堅ク成シ申サズ候、我儘ニ改宗・改派之レ在リ候テハ、法家重の条目 減ノ相ニテ、寺大破ニ及ビ、寺法・国法共ニ治リ申サズ候（以下略）。

寛文五年（一六六五）の法度では、「檀越ノ輩、何寺為ルト雖モ、其ノ心ニ任スベシ、僧侶方ヨリ相イ争フベカラザルコト」と規定されているが、ここでは、改宗・改派を堅く禁じており、八十一年後のこの時代には、一層檀家制度を固め、統制していく方向をとつたと考えられる。檀家制度がゆるむことは、国家体制がゆるぐように考えられている。

一、御制法トシテ、弔帳ト申ス物ヲ差出シ、一年間ノ死人ノ年号・月・日・刻退迄、違ハザル様ニ、生死しよニ至ル迄、弔帳ニ附記スベシ、弔帳、願イ寺ノ印形之レ在ル候様、旦那共工申附ニ成ラルベシ、印形之レ無キ候死人ハ、御公儀ニハ死人ト立テ申サズ候（以下略）。

死人が出ると、その証文には檀那寺の証印を必要とした。それがないと役所は死人と認めなかつた。寺は一年間分の死者の姓名・年・月・日と時刻までの戸籍をまとめ、領主の役所に報告せねばならなかつた。これに

奥印と前印を押すということは、檀那寺の住職が、責任もって調べたことを証拠づけると考えられる。つまり、戸籍面の責任を寺は義務づけられている。

以上、三つの檀家制度の骨格となす法度をみてきた。その他、本末関係の中に出てくる檀家に関する条目としては、天明八年（一七八八）の末寺に対する「追補教諭」〔『末寺権目録』<sup>(2)</sup> 高野山・正智院藏〕がある。

一、檀家ノ輩、祈禱・減罪（葬式）ノ懇望アラバ、平等大悲ノ心ニ住シテ、専ラ丹誠（真心）ヲ抽ンデ、厚ク効験ヲ祈ルベシ、必ズ信施ノ多少ヲ見テ、増減ノ思ヒヲ懷ベカラズ、況ンヤ財利ヲ貧リテ、葬式等ヲ滯ル事、堅ク停止（禁止）セシムルノ事。

祈禱・葬式には、住職は、布施の多少によらず、真心をこめて祈ることを命じている。まして、金銭の利欲にはしり、葬式に差しさわりを生じることを厳しく禁じている。

一、祈禱・減罪等法用ノ外、猥ニ俗家工往来スベカラズ、況ンヤ夜陰ニ及ビ、俗家へ往ク事、堅ク無用為ルベシ（以下略）。

檀家寺の住職は、一つへだたりをもつて檀家とつき合うようにいましめている。

以上、檀家制度に関する規約をみてきたが、檀那寺は、祈禱・葬式をすると同時に、宗門改帳・過去帳を記し、宗旨送り状（嫁に行く時の証書）・往来手形などを発行し、戸籍面の管理をすると同時に、檀家の生活全体を取り締まる立場にあった。この檀家制度の発生は、明確な時を知ることができないが、本末関係が元禄五年（一六九二）から結ばれており、各寺院過去帳も、そのころからはじまっている。この点から考えて、本末

関係の成立は、すなわち檀家制度の成立と考えてよいかと思う。

(2) 真宗と道場

道場から 真宗寺院の多くは、寺号を持たない「道場」から出発した。道場は、普通の民家を少々改造し、寺院へ 仏間を設しつえた簡単なものであった。たとえば、出石郡但東町東里の道場では、

此度為ニ報恩謝徳一私シ家屋敷差上候間、道場卜被ニ成下、先祖已来之菩提御吊と被ニ成下ニ候様奉ニ願上ニ候。後々私シ子孫道場之御給仕不レ仕候様相成候共、右家屋敷ニ付、親類は不ニ申及ニ村内一統、違乱之義申者尅人茂不レ可レ有レ之候。依而為ニ後証一札如レ件。

延宝元年丑二月

東里村

教円

出石

福成寺様

(『証文之事』出石町・福成寺蔵)

とあるように、教円が自分の家屋敷を道場として寄進し、みずからは道場主となった。しかし、後々子孫が道場主ができなくなっても、この家屋敷については何の異議もさしは挟まないとしている。そして、この教円の子忠右衛門も、宝永二年(一七〇五)十一月同様な『証文之事』(福成寺蔵)を福成寺へ提出している。また、『本願寺史料集成・但馬国諸記』(木村壽編)に「養父郡次田庄三宅村之内、惣道場正蓮寺、毛坊孫四郎、智了、天保九年三月十六日」と出てくる。

このようにして、ここには半僧半俗の「毛坊主」といわれる道場主がおり、村の中で百姓生活と宗教人としての役割を矛盾なく使いこなしていた。こうした道場は、この道場主の俗名をつけたものが多かった。

そうした内に、江戸時代初期から中期にかけ、これらの道場が次第に寺院化し、道場主の職業化する傾向に向かつていく。寺号公称には、本山から木仏安置と祖師・太子・七高僧などの御影安置の許可をえ、六物（仏室・厨子・出仏壇・金帳付・喚鐘・撞鐘）を具備し、同行百余人の付属と、本山への御礼金上納を義務とした。しかし、公認されずに私的に寺号を呼称していたものも多く、出石藩も天保十五年（弘化元年）八月晦日に、「新寺不許可に付き、道場に寺号立てる事相成らず」（（部類日記）出石町）と布令を出している。

福成寺と 現在兵庫県には、三三七一カ寺の仏教系寺院が存在するが、その三割強は浄土真宗に属して、

中村道場

大きな勢力をたもっている。これからみていく中村の真宗道場も、但馬真宗の発生から発展過

程を知る上で、非常に興味ある問題をいくつか投げかけてくれる。

そこで中村の道場は、但馬の真宗の原点ともいえるべき、出石の福成寺（本願寺派）、豊岡の光妙寺（本願寺派、現・光行寺）、そして生野の金蔵寺（本願寺派）の三カ寺中の福成寺末道場であった。天正十五年（一五八七）四月『（証）注置条々事（出石町・福成寺蔵、楠真）』にも、

一、興正寺様天正十五四月六日、至銀山一被<sub>レ</sub>成<sub>二</sub>御下向<sub>一</sub>、同九日迄被<sub>レ</sub>遊<sub>二</sub>御滞留<sub>一</sub>、翌十日福成寺迄被<sub>レ</sub>移<sub>二</sub>御座<sub>一</sub>候、同十二日ノ日中光妙寺工被<sub>レ</sub>為<sub>二</sub>御下向<sub>一</sub>。

一、御影様守護ノ事、右ハ五人替ニ坊主衆御番被<sub>レ</sub>申儀候キ。御下向ノ刻、此坊主衆むかいの衆被<sub>二</sub>呼出<sub>一</sub>、御開山様御守ノ事、当福成寺宮内卿善正為<sub>二</sub>一人一被<sub>レ</sub>致<sub>二</sub>守護<sub>一</sub>ノ旨、堅依<sub>レ</sub>被<sub>二</sub>仰出<sub>一</sub>。